

徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業
要求水準書

徳島県

令和3年5月14日
(令和3年6月28日改訂)

《目 次》

第1章 総則

1	要求水準書の位置づけ	1
2	対象施設	1
3	業務範囲	2
4	適用法令等	3
5	注意・配慮事項	6

第2章 事業概要

1	事業の目的	7
2	敷地条件	10
3	対象施設の概要	12
4	事業期間	15

第3章 施設整備

1	7つの方針	16
2	敷地に関する基本要件	20
3	施設整備の基本要件	23
4	整備水準	37

第4章 各業務の実施

1	要求水準の確認	68
2	設計業務	68
3	工事監理業務	74
4	解体業務	75
5	建設業務	77

<参考資料>

- 参考資料 1 事業対象地概要図
- 参考資料 2 徳島文化芸術ホール（仮称）立地状況
- 参考資料 3 都市計画図（用途地域）
- 参考資料 4 インフラ現況図
- 参考資料 5 インフラ整備予定図
- 参考資料 6 地質調査報告書
- 参考資料 7 地下工作物状況図
- 参考資料 8 津波浸水想定図
- 参考資料 9 埋蔵文化財位置図
- 参考資料 10 跨線橋設置可能範囲図
- 参考資料 11 整備事業スケジュール
- 参考資料 12 周辺駐車場状況

第1章 総則

1 要求水準書の位置づけ

「徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業要求水準書（以下「本書」という。）」は、徳島県（以下「県」という。）が、新ホール整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に公表するものであり、「応募要項」と一体のものとして位置付けるものがある。

本書は、県が事業者に対して達成しなければならない要求水準を示し、本事業提案にあたっての具体的な指針を示すものである。

2 対象施設

本事業の対象施設は、大ホール棟、小ホール棟及びコモン棟からなる「新ホール」並びに駐車場、駐輪場及び外構からなる「附属施設等」（以下「本施設」という。）とする。

本施設	新ホール	大ホール棟
		小ホール棟
		コモン棟
	附属施設等	駐車場
		駐輪場
		外構

3 業務範囲

本事業の業務範囲及び業務内容を示す。

大分類	小分類	業務内容	備考	分担		
				県	徳島市	事業者
設計業務	各種調査等	敷地測量，地盤調査に係る資料提供		●		
		敷地測量，地盤調査に係る調査	設計業務に必要となる各種事前調査			●
		その他調査	電波障害影響調査，周辺家屋等影響調査等			●
	設計業務	基本設計業務	本施設の整備に係る基本設計（地下構造物の解体設計含む）			●
		実施設計業務	本施設の整備に係る実施設計（地下構造物の解体設計含む）			●
		各種申請業務	本施設の整備に係る計画通知等			●
工事監理業務	工事監理業務	本施設の建設工事の工事監理業務			●	
解体業務	解体業務	県有の既存建築物の解体（徳島県青少年センター，旧徳島中央警察署）		●		
		市有の既存建築物の解体（徳島市中央公民館，徳島市社会福祉センター，徳島市街路樹管理事務所，徳島跨線橋）			●	
		上記建築物の地下構造物の撤去				●
		使用廃止済みのインフラの撤去（下水道・ガス・通信）				●
建設業務	建設工事	本施設の整備に伴う一切の工事等（電気・ガス等の引込を含む）			●	
	建設工事に伴う各種業務	事前協議，申請及び検査実施等業務			●	
		跨線橋の整備，下水道等の周辺インフラの付け替え			●	
		市道 00464（市立文化センター線）の用途廃止			●	
		市道 5904（城内・幸町線）の移転			●	
	本施設に関する保険付保	本施設への保険付保			●	
什器備品の調達・設置業務	本施設の什器備品		●		●	

4 適用法令等

(1) 法令等

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ・文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律【建築物衛生法】（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】（平成 12 年法律第 104 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】（平成 27 年法律第 53 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律【グリーン購入法】（平成 12 年法律第 100 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律 53 号）
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・その他関係法令

(2) 条例等

- ・徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 32 号）
- ・徳島県興行場法施行条例（昭和 59 年条例第 31 号）
- ・徳島県屋外広告物条例（平成 4 年条例第 52 号）
- ・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成 19 年条例第 14 号）
- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成 28 年条例第 57 号）
- ・徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年条例第 80 号）
- ・徳島県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 43 号）
- ・徳島県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 40 号）
- ・県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針（平成 31 年）
- ・徳島県環境基本条例（平成 11 年条例第 11 号）
- ・徳島市都市計画法施行条例（平成 20 年条例第 14 号）
- ・徳島市景観まちづくり条例（平成 25 年条例第 10 号）
- ・徳島市火災予防条例（昭和 37 年条例第 15 号）
- ・徳島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）
- ・徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和 48 年条例第 1 号）
- ・徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 16 号）
- ・その他関係条例

(3) 適用基準等

本事業を行うに当たっては、関係法令等のほか、次の基準類を標準仕様として適用するものとする。その場合、いずれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本事業期間中に改訂されたときは、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

① 共通

- ・公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

② 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・県有施設の総合耐震基準（徳島県）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物解体工事共通仕様書及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

③ 設備

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（一般社団法人日本建築センター）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・内線規程（社団法人日本電気協会）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

④ 舞台機構・舞台照明設備

- ・懸垂物安全指針・同解説（一般財団法人日本建築センター）
- ・吊物機構安全指針・同解説（劇場演出空間技術協会 JATET-M-6030-3）
- ・床機構安全指針・同解説（劇場演出空間技術協会 JATET-M-5040-1）
- ・演出空間用調光設備の安全基準（劇場演出空間技術協会 JATET-L-8110-3）
- ・劇場等演出空間電気設備指針（電気設備学会・劇場演出空間技術協会）

⑤ その他

- ・日本工業規格（JIS）

5 注意・配慮事項

(1) 個人情報の取扱い

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。
- ・ また、事業者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、徳島県個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(2) 情報公開

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、県の情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとし、適正な情報公開に努めること。
- ・ 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとする。

(3) 文書の管理・保存

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存すること。また、事業終了時に、県の指示に従って引き渡すこと。

(4) 守秘義務

- ・ 事業者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。事業期間終了後も同様とすること。

(5) 環境への配慮

- ・ 物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、できる限り環境物品等を利用するよう努めること。

(6) 地域経済への配慮

- ・ 設計業務から建設工事終了まで、必要な資機材や備品、消耗品等を調達する際、また、下請業者を雇用する際は、可能な限り徳島県内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努めること。

第2章 事業概要

1 事業の目的

徳島では、四国三郎・吉野川流域の肥沃な大地で培われた「阿波藍」による経済的繁栄を受けて、「阿波人形浄瑠璃」や「阿波おどり」といった「伝統芸能」が盛んに行われ、また、遍路文化の「お接待の精神」が生んだ「板東俘虜収容所」がアジア初演の地となった「ベートーヴェン・第九」に代表される「クラシック」、さらには、30年以上続く「徳島ジャズストリート」で培われた「ジャズ」文化など、音楽をはじめとした多彩な文化芸術が広く県民の皆様の中に息づいてきた。

「徳島市文化センター」はこうした徳島の特色ある文化芸術の一角を支えてきたが、施設の老朽化や耐震性の問題により平成27年に利用が中止され、現在、県都に1,000席以上の客席を有する公共ホールがない状態に至っている。

一方、徳島市における「新ホール整備」の検討は、約30年の永きに亘り、文化団体や専門家をはじめ、広く住民の意見をいただきながら行われてきたが、令和2年9月に徳島県に対し、新ホール整備の早期実現に向けた緊急要望を行ったことを受けて、「**縣市協調未来創造検討会議**（会長：知事，副会長：市長）」が発足。これまでの「新ホール整備」に向けた様々な検討の成果を踏まえつつ、縣市協調による新ホール整備に向け大きく動き出したところである。

当該検討会議における議論にあたっては、広く県民の皆様のご意見をお聞きするため、新ホールに関する「**県民アンケート**」を令和2年10月30日から11月30日までの1ヶ月にわたって実施し、835名の方からの回答を得るとともに、その結果と「検討会議」や専門部会（新ホール部会）での議論、さらには県議会及び市議会における様々な論議を経て、令和2年12月23日に「**縣市協調新ホール整備基本方針**」を、令和3年3月26日に「**縣市協調新ホール整備基本計画**」を策定したところである。

本事業は、このような状況を踏まえ、早期の新ホール開館を目指して実施していくものである。

(1) 基本目標

「徳島ならではの文化芸術の力を結集し、夢と希望あふれる未来を創生する」

徳島では古くから、四国三郎・吉野川の恩恵を受けた肥沃な大地を活かした「藍」の栽培が盛んに行われ、その藍を原料とする「阿波藍」がもたらす経済的な繁栄により、日本を代表する伝統芸能である『阿波おどり』や、県下各地に農村舞台の残る『阿波人形浄瑠璃』が生まれ、「芸所」として多様な文化が息づいてきた。

このような風土の中、徳島の文化振興を担う中核事業として、「あわ文化」の創造と継承・発展、そして、地域の文化振興と県民の皆様的心豊かな暮らしの創出を目的とした「徳島県民文化祭」を約50年にわたり継続開催してきたところである。

また、『阿波藍』、『阿波人形浄瑠璃』、『阿波おどり』に、「お接待の精神」が生んだ奇跡の「板東俘虜収容所」がアジア初演の地となった『ベートーヴェン・第九』を加え、これら『あわ文化4大モチーフ』をメインテーマとして、県内全市町村を舞台に全国初となる二度の国民文化祭（平成19年，平成24年）を開催するなど、伝統文化の継承と発展はもとより、文化の力を積極的に活用した地域づくりを展開してきた。

これまでの県下全域における文化振興の取組みは、県民共有のレガシーとして、老若男女、障がいの有無に関わらず、広く根付き、育まれているところであり、人々の文化芸術への関心の高さは、県民アンケートにおける新ホール整備への期待度にも現れていると考えられる。

このようなことから、これまでの継続した取り組みで培ってきた「徳島の文化芸術の力」を結集し、更なる文化活動の促進や、県内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の創出等により、コロナ禍においても県民の皆様の心を照らし、夢と希望あふれる未来へ共に歩んでいくために、「新ホール」の整備と管理運営に取り組む。

(2) 施設の使命（ミッション）

前項で掲げた「基本目標」に基づき、「徳島の文化芸術の力」を結集し、更なる文化活動の促進や、県内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の創出等を図るため、次の「使命」を果たしていくこととする。

① 徳島ならではの新たな文化芸術を創造し、魅力を発信する

徳島を代表する「あわ文化4大モチーフ」に加え、徳島特有の文化や歴史の中で育まれてきた邦楽、ジャズ、クラシックを「あわ三大音楽」と位置付け、また、県民文化祭の開催により、幅広い分野の文化団体をはじめ、県民の皆様が主役となる文化芸術の振興に取り組んできている。

新ホールにおいては、その活動をさらに活発化させる「場」として、「伝統芸能」や「音楽」に止まらず、「演劇」や「舞踊」さらに「アート」など、これまでの枠にとらわれない幅広い分野の融合など、徳島ならではの新たな文化芸術を創造するため、文化芸術活動を一層活発化させる事業を新ホールが主体的に展開し、さらなる発展を図りつつ、その魅力を国内外に向けて、新ホールの最新技術を駆使した設備を活用し、積極的に発信する。

② 文化芸術の未来を担う人材を育てる

徳島の文化芸術は、県民の皆様の活動によって支えられてきたが、少子高齢化による人口減少が急速に進む中、文化芸術の分野においても、次の担い手となる若い世代の人材不足が大きな課題となっている。

一方、近年、徳島から稀代のヒットメーカーや、世界的デジタルアート集団の代表など、夢多き若い世代にとって、目標となるアーティストが輩出されており、新ホールでは、若い世代に幅広い分野の文化芸術に興味を持ってもらう「体感の場」の提供と、新しい才能を育む「活躍の場」となる取り組みを一体的に進める。

また、「障がい者」や「子どもから高齢者」、さらには「外国人」など、幅広い方々が参加できるプログラムを、新ホールを中心に開催し、多様な個性の相乗効果による新たな価値の「創造の場」とすることで、県民とともに将来の文化芸術を担う人材の育成を図る。

③ 県民に優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する

県民アンケート結果によると、約9割が「鑑賞したいと思う演目の催しが県内で十分に行われていない」と感じており、また、約4割が「主に県外の劇場、ホールに出かける」としているなど、県民の文化芸術の鑑賞機会に対するニーズは非常に大きいことから、魅力ある鑑賞機会を提供する施設として、県民の皆様の文化芸術への関心に応えとともに、更なる振興を図る。

④ 国内外の多くの人々が集う施設となり、県全体の活力を向上させる

新ホールを、文化芸術の「鑑賞や活動の場」とすることはもとより、国際会合や全国大会、学会等の開催による「活気に満ちた場」として、また、誰もがくつろげる「憩いの場」として多くの方

々を惹きつける施設を目指す。

さらに、徳島の誇る伝統文化である「阿波おどり」や「阿波人形浄瑠璃」等の集客力を活用し、新ホールを県内観光のコンテンツに組み入れることによって、県都のランドマークとしての機能を高めるとともに、訪れる方々が、徳島の文化芸術に共鳴し、さらに興味を抱くという「好循環」を生み出すことで、国内外から多くの方々が訪れ、その効果が県下全域に広がるよう使命を果たしていく。

2 敷地条件

事業対象地の基本的な条件について示す。参照欄に示す参考資料を参照すること。

なお、事業対象地については、便宜上、区域名と区域の範囲は次のとおり区分する。参考資料 1 も参照すること。

- ・ A 地区：旧徳島市立文化センター跡地，徳島県青少年センター敷地
- ・ B 地区：徳島市中央公民館敷地，徳島市社会福祉センター敷地，徳島市街路樹管理事務所敷地
- ・ C 地区：寺島公園
- ・ D 地区：旧徳島中央警察署敷地

項目	内容		参照
所在地	徳島市徳島町城内 1 番地ほか		【参考資料 1】事業対象地概要図
事業対象地面積	19,004 m ² (うち A 地区：7,849 m ² ，B 地区：3,449 m ² ， C 地区：2,690 m ² ，D 地区：5,016 m ²) ※事業対象地面積は，【参考資料 1】事業対象地概要図で示す A 地区から D 地区の範囲であり，CAD データから算出した面積である。 ※当該敷地北側の都市計画道路・元町沖洲線の区域内に建築物を建築する場合は，徳島市から都市計画法第 53 条第 1 項に規定する許可を受ける必要がある。(同法第 54 条に掲げる基準に該当することが必要。)		【参考資料 2】徳島文化芸術ホール(仮称)立地状況
地域・地区	用途地域：商業地域，防火地域：防火地域 C 地区：都市計画公園		【参考資料 3】都市計画図(用途地域)
指定建ぺい率	100% ※街区の角地かつ防火地域内の耐火建築物のため，本来の数値に 20%加算となる。 ※A 地区及び B 地区を対象とする。		
指定容積率	400% ※A 地区及び B 地区を対象とする。		
道路	北側	国道 192 号 都市計画道路・元町沖洲線として決定済み(全幅 33m) 現幅員：24.4m	【参考資料 1】事業対象地概要図
	東側	市道 00487 幅員：15.2～21.1m	
	中央	市道 00464(市立文化センター線) 幅員：4m ※新ホール敷地内を東西に通行し，市道 00487(中洲・徳島線)に接続する自由通路を，別途確保し，当該市道は用途廃止を行う予定。	

道路	中央	市道 5904 (城内・幸町線) 幅員：2.5m ※当該市道は B 地区の中で、C 地区との境界線付近に移転を予定している。	【参考資料 1】事業対象地概要図
上下水道		上水道供給・公共下水道処理区域	【参考資料 4】インフラ現況図 【参考資料 5】インフラ整備予定図
電気		四国電力管内	
ガス		四国ガス管内	
通信		NTT 管内	
地盤		参考として徳島市等で実施した地質調査報告書を示す	【参考資料 6】地質調査報告書
現況		地中に旧徳島市立文化センターの基礎及び既成杭有り 徳島県青少年センター，徳島市中央公民館，徳島市社会福祉センター，徳島市街路樹管理事務所及び旧徳島中央警察署の建築物が現存（既成杭等地下工作物の一部を除いて解体予定）	【参考資料 7】地下工作物状況図
浸水想定		浸水想定区域（1～2m）	【参考資料 8】津波浸水想定図
その他		埋蔵文化財包蔵地	【参考資料 9】埋蔵文化財位置図

3 対象施設の概要

(1) 施設内容

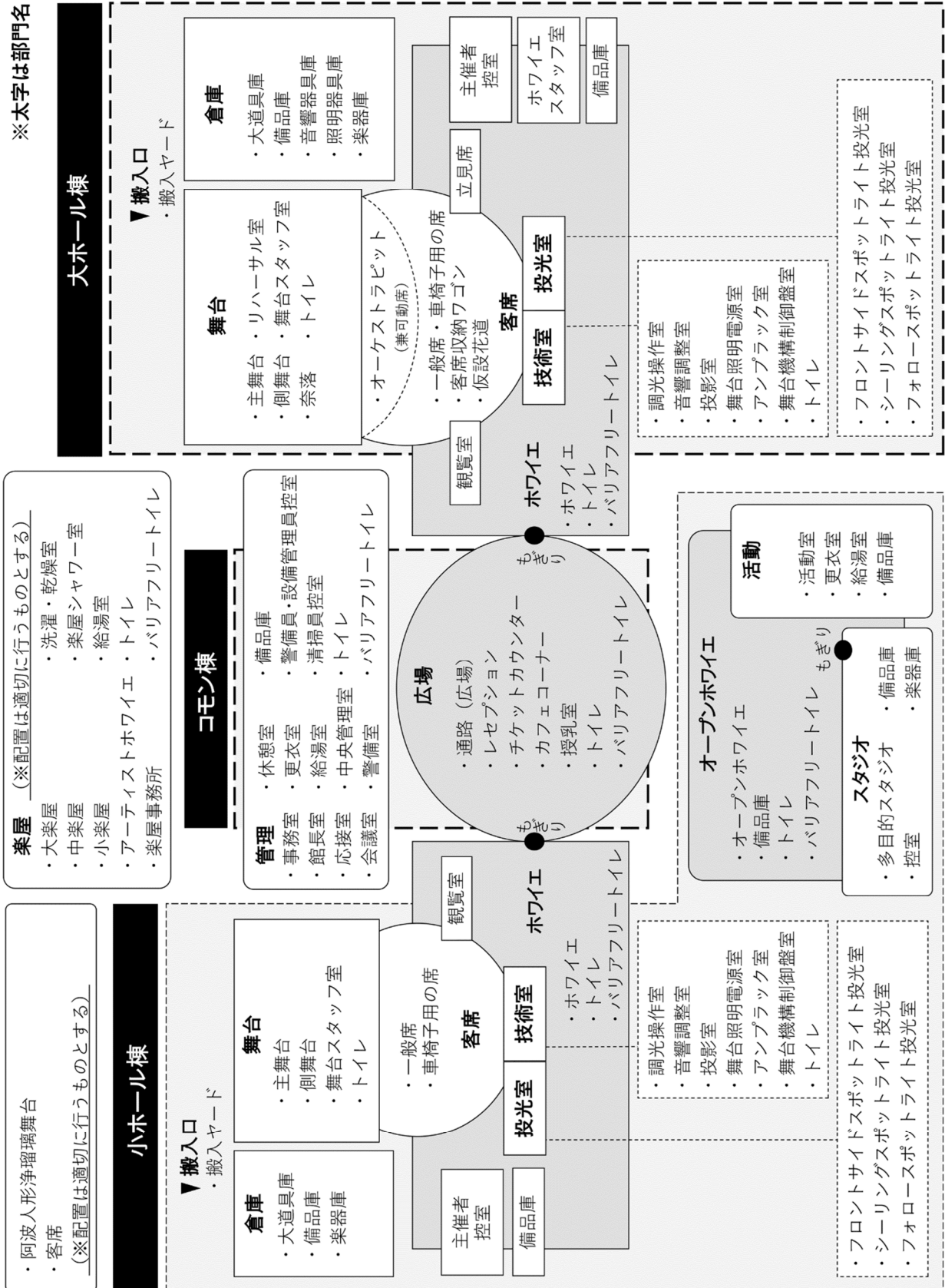
必要諸室の所属する棟・部門ごとに一覧とした表を示す。詳細は「第3章 施設整備 4 整備水準」を参考にすること。なお、下表において、楽屋部門は便宜的にコモン棟に配置するものとして整理しているが、大ホール棟や小ホール棟に配置する提案も可とする。

棟	部門	諸室
大ホール棟	舞台	舞台（主舞台・側舞台・奈落）
		リハーサル室
		舞台スタッフ室
		トイレ
	客席	客席（一般席・車椅子用の席・立見席）
		観覧室
		オーケストラピット・客席収納ワゴン・仮設花道
	ホワイエ	ホワイエ
		主催者控室
		ホワイエスタッフ室（客席案内係控室）
		備品庫
	技術室	トイレ・バリアフリースイッチ
		調整室（調光操作室・音響調整室・投影室）
		舞台照明電源室
		アンプラック室
		舞台機構制御盤室
	投光室	トイレ
		フロントサイドスポットライト投光室
		シーリングスポットライト投光室
	倉庫	フォロースポットライト投光室
		大道具庫
備品庫		
音響器具庫・照明器具庫		
搬入口	楽器庫	
	搬入ヤード	
小ホール棟	舞台	舞台（主舞台・側舞台）
		舞台スタッフ室
		トイレ
	客席	客席（一般席・車椅子用の席）
		観覧室
	ホワイエ	ホワイエ
		主催者控室
		備品庫
		トイレ・バリアフリースイッチ
	技術室	調整室（調光操作室・音響調整室・投影室）
		舞台照明電源室
		アンプラック室
舞台機構制御盤室		

小ホール棟	技術室	トイレ
	投光室	フロントサイドスポットライト投光室
		シーリングスポットライト投光室
		フォロースポットライト投光室
	倉庫	大道具庫
		備品庫
		楽器庫
	搬入口	搬入ヤード
	スタジオ	多目的スタジオ
		控室
		備品庫
		楽器庫
	活動	活動室
		更衣室
給湯室		
備品庫		
オープンホワイエ	オープンホワイエ	
	備品庫	
	トイレ・バリアフリースイートイレ	
コモン棟	広場	通路（広場）
		レセプション
		チケットカウンター
		カフェコーナー
		授乳室
		トイレ・バリアフリースイートイレ
	楽屋	大楽屋
		中楽屋
		小楽屋
		アーティストホワイエ
		楽屋事務所
		洗濯・乾燥室
		楽屋シャワー室
		給湯室
		トイレ・バリアフリースイートイレ
	管理	事務室
		館長室
		応接室
		会議室
休憩室		
更衣室		
給湯室		
中央管理室		
警備室		
備品庫		
警備員・設備管理員控室		
清掃員控室		
トイレ・バリアフリースイートイレ		

(2) 機能図

本施設の機能相関を示す。詳細は「第3章 施設整備」に示す。



4 事業期間

本事業の履行期間を示す。

(1) 設計契約

- 設計契約締結日の翌日から令和5年5月31日までとする。

(2) 工事契約

- 工事は工期・内容に応じて、下表のとおり、3つの工区に分割するものとし、それぞれについての履行期間（自主検査の期限及びしゅん工検査の期限を含む。）を定める。

	第1工区	第2工区	第3工区
対象工事	・大ホール棟の建設工事 (附属施設等を除く。) ・コモン棟の建設工事 (附属施設等を除く。)	・小ホール棟の建設工事 (附属施設等を除く。)	・附属施設等工事
履行期間	令和5年4月1日から 令和8年2月28日まで	令和6年2月1日から 令和8年9月30日まで	令和5年4月1日から 令和8年9月30日まで
自主検査の期限	令和7年12月31日まで	令和8年7月31日まで	令和8年7月31日まで
しゅん工検査の 期限	令和8年2月28日まで	令和8年9月30日まで	令和8年9月30日まで

- 特定された技術提案書に工期短縮に係る内容があった場合は、上記によらず、当該技術提案書に記載された履行期間として定める。
- 事業者の責めによる履行期間の延長に係る交渉には応じない。
- 事業者の完了自主検査については、県の監督員による確認（以下「下検査」という。）を受けた上で、期限までに、それぞれ県に工事を完了した旨を通知すること。
- しゅん工検査については、県が検査を行う者として定めた職員等（以下「検査員」という。）による検査を受け、検査結果により必要な修補を行い、期限までに、それぞれ引き渡しを完了すること。

第3章 施設整備

1 7つの方針

(1) 文化施設のあり方

本施設は、県民が文化芸術を享受する場としてだけでなく、県民が活発に文化芸術活動を行う中心的な場となるため、文化芸術の創造活動や、交流、鑑賞など、それぞれの活動特性に配慮した施設計画とすることを求める。

また、周辺施設や文化活動団体と連携し、本施設が文化芸術活動を通じたまちづくり、地域づくりの拠点となって、周辺地域をはじめとする県域全体の活性化やにぎわいを生み出していくことを目指し、人々が日常的に集い、内部のにぎわいを外部からも感じられる空間とすることで、にぎわい空間に広がりが見られる中心的施設として計画することを求める。

さらに、本施設の整備のみを事業の到達点とするのではなく、今後の新たな文化芸術ホールのあり方を社会に向けて示すことを意識した大胆なモデルの提案を求めることとする。

(2) まちづくり

(周辺地域の概況)

本施設の敷地は、徳島市のシンボルである「眉山」の麓に位置する通称「ひょうたん島」の南部に位置する。

「ひょうたん島」は、吉野川の分流に浮かぶ徳島・寺島・出来島から構成される中州であり、特に本施設の敷地が含まれている「徳島」は、阿波国・淡路国の二カ国を治めた蜂須賀氏の居城であった「徳島城」が置かれていた地域でもあった。徳島と寺島・出来島との境をなしていた「寺島川」は、江戸時代の終わりとともに徳島城の外濠としての役割を終え、明治期以降の埋め立てにより、現在では「ひょうたん島」自体がひとつの島となっている。

敷地の北側にある「徳島城跡」は、かつての建築物は全て失われているものの、縄張り、石垣、枱形、庭園、内堀等の遺構が残されていることから国史跡としての指定を受けており、現在は本丸などが置かれていた城山を擁する「徳島中央公園」として整備されている。また、敷地の南側を流れる「新町川」は「ひょうたん島」の南側の縁をなしており、近年では岸辺が阿波青石で修景・保護され、川自体も島を一周する遊覧船の航路として活用されるなど、その価値を再発見されつつある。

現在の「ひょうたん島」は、JR徳島駅を中心とした商業地区、徳島市役所、徳島中央警察署、徳島地方裁判所などの公的機関の業務地区など、県都である徳島市の中心的な機能を包摂する地域となっている。また、島の南岸を流れる新町川の対岸にあたる「新町地区」は、江戸時代の商家町の流れをくむ商業地区となっている。

(整備方針)

本施設の整備に当たっては、こうした周辺地域の景観や歴史との関係性に配慮したランドスケープを実現することを求めることとする。特に、本施設の敷地は、北側の徳島中央公園（徳島城跡）、西側の徳島市役所前広場、南側の新町川、東側の市道と、4方向ともに開けた空間となっていることも意識する必要がある。

また、敷地そのものだけでなく、周囲の既存市街地との関係性の構築も重要である。徳島市において策定の準備が進められている「中心市街地活性化基本計画」においても、徳島駅前地区を含む「ひ

ようたん島」及び「新町地区」が当該計画の対象エリアとされていることから、本施設をこれらの既存市街地との連続性・回遊性に配慮した新たな核としての役割を果たすものと位置付け、中心市街地全体の「にぎわい創出」につながる提案を求めることとする。

(3) 施設計画

(方向性)

本施設の計画に当たっては、文化芸術ホールとしての用途や役割を鑑み、動線の設定、コンセプトを体現する意匠、適切な演出を実現する設備の導入を求めるものとする。

(動線に係る整備方針)

動線については、来館者や関係者などの施設利用者を想定し、属性が異なる人の流れの交錯を避ける工夫、属性に応じた経路（スタッフの動線としては効率よく移動できる経路を設定し、来館者の動線としては多様な空間体験が得られる経路を設定するなど）など、安全性や利便性に配慮した動線計画の提案を求めることとする。

また、本施設は「大ホール棟」「小ホール棟」「コモン棟」の3棟から構成されることから、各棟の機能に応じて円滑な移動が可能となる動線が設定できるよう、建物配置についてもあらかじめの検討が必要となることにも留意が必要である。

(計画・意匠に係る整備方針)

本施設においては、訪れる人たちの年齢の違い、性別の違い、国籍の違い、価値観の違いなどの属性の違いに由来する多様性（ダイバーシティ）が生まれることとなる。文化や芸術は、こうした多様性を包摂しつつ、来館者同士の相互理解や刺激を促す土壌となるものであることから、そのきっかけとなる空間体験を提供できる計画や、そのことを象徴するような意匠の実現を求める。

また、敷地の北側にある「徳島中央公園」からの眺望を活かし、デジタルアートや演劇等のライブ投影など、建物の外壁面を文化芸術の発信ツールとする提案を通じて、本施設が単なる「箱物」とはならず、建築そのものが「県都のランドマーク」へと進化するための先進的な提案を求める。

(設備に係る整備方針)

設備については、徳島が世界に誇るLED技術を活用した映像設備や照明設備、豊かな音の再現性を確保する音響設備など、「徳島ならではの」を意識しつつ、来館者とその度、新たな感動を得ることができるよう最先端の各種設備を積極的に取り入れた提案を求める。

(4) 劇場計画

大ホール及び小ホールにおいては、LED技術を活用した映像設備や照明設備などの各種設備、舞台から発せられる音や声をしっかりと客席に届けるための音響設計など、舞台上の演出を効果的なものとする提案を求めることとする。特に、徳島の地域に根ざした「阿波おどり」については、本来の踊り歩きによって生まれる魅力を室内での公演においても再現できるような工夫を求めることとする。

なお、大ホールにおいては、オーケストラ、オペラ、日本舞踊、バレエ、演劇、能楽、歌舞伎、阿

波おどり、合唱などの大人数による演目の実施を、小ホールにおいては、室内楽コンサートや邦楽などの実施を、それぞれ予定している。徳島で独自の発展を遂げた阿波人形浄瑠璃については、舞台の形状が特殊であることも踏まえて、小ホール、多目的スタジオ、ホワイエのいずれかにおいて、仮設舞台での実施を可能とする提案を求める。

(5) 未来社会への配慮

(環境への配慮)

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」の基本理念に則り、気候変動の緩和と適応に資するため、「徹底した省エネ化」と、災害時対応も見据えた「自然エネルギーの積極活用」を図ること。

(防災への配慮)

今後 30 年以内に 70%~80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震などの直下型地震が危惧されるなか、防災対策への県民の意識が高まっており、本施設も防災機能を高めていくことが求められる。

安全性や防災機能について十分に配慮し、大勢の観客や来館者の誘導を安全に行える避難動線を確保すること。また、津波浸水が想定されるエリアに位置することから、災害直後における周辺住民の避難を想定した「津波避難ビル・緊急避難場所」や、その後の避難生活を支援するための「指定避難所・補助避難所」としての機能を備え、浸水等の災害時の影響を低減できるよう配慮すること。

(新しい生活様式への配慮)

新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓として、様々な感染症への対策と「文化・芸術に親しむ社会活動」の両立が無理なく図られるよう、「新しい生活様式」の提案を具現化した施設とすること。

(6) 施工計画

(品質)

施工の品質を確保するための方法及びプロセスを、適切かつ具体的な計画として示すこと。

また、本事業の敷地は、西側に JR 牟岐線、東側に徳島中央警察署・徳島市東消防署など緊急車両の交通が見込まれる市道があることから、工事中の安全管理には特段の配慮を行うこと。

(工程)

工期の遵守に向けて、適切かつ具体的な工程表を作成すること。

特に、事業開始時点では本事業の敷地の一部（B 地区）に既存建築物が存置しており、かつ、大ホール棟及びコモン棟を先行的にオープンすることを予定（令和 8 年 3 月）していることから、設計業務と施工業務の連携を図りながら、施設全体において共有する機能や諸室の施工について、矛盾のない工程表とするよう留意すること。

(敷地の利用に必要な工事)

本事業の敷地の利用にあたっては、JR 牟岐線の影響を防ぐための鉄道固体音対策が必要となること、県が指定した区域の埋蔵文化財の保護を前提とした地下工事の実施が必要となること、既存地下

工作物（既存杭など）の適切な処理が必要となること，地下水対策が必要となることなど，高度な施工上の解決策が必要となる事項が多いことも踏まえ，工期の縮減・コストの低減にも配慮した提案を行うこと。

（実施体制）

県民が一丸となって本施設の「つくり手」として関わる意識を醸成するため，県産材の利用，藍染め，和紙，陶器などの伝統工芸，伝統産業技術の活用，県内企業の登用など，地域の経済・産業を積極的に取り込んだ施工計画の提案を行うこと。

（7）コスト管理計画

（イニシャルコストの適切な評価）

事業費参考価格の範囲内で，建設費（地盤改良，外構整備，駐車場整備及び主要な備品の購入に要する費用を含む。）等を，適切な根拠をもって具体的に示すこと。

また，地盤改良，鉄道固体音対策，埋蔵文化財保存など，本施設の整備にあたって特別な費用を要する工事に関して，提案者の独自技術等によってコストの縮減が見込まれる場合には，当該技術等の内容を示した上で，縮減効果を具体的に示すこと。

なお，建設費等の提案にあたっては，公共建築工事標準仕様書に準拠した工事を行うものとする。

（ランニングコストの縮減につながる維持管理計画の提案）

点検・修理・設備更新の負担軽減につながる施設計画の提案，本施設の長寿命化に関する提案，省エネルギー・自然エネルギー利用に関する提案などを示した上で，それらによるランニングコストの縮減効果を定量化して具体的に示すこと。

2 敷地に関する基本要件

(1) 敷地の利用計画

(建築物の配置に関する全体方針) 【参考資料 1, 10】

- ・ 大ホール棟及びコモン棟の敷地には、A 地区を充てること。ただし、A 地区のうち、都市計画道路・元町沖洲線（国道 192 号）の区域内において、建築物を建築する場合は、徳島市から、都市計画法第 53 条第 1 項に規定する許可を事前に受ける必要がある点に留意すること。
- ・ コモン棟の敷地の設定に当たっては、JR 牟岐線に新設することを予定している新駅（以下、単に「新駅」という。）に併設する跨線橋と直結するように配慮すること。当該跨線橋の設置を予定している範囲は参考資料 1、当該跨線橋の構造として予定している内容は参考資料 10 を参照すること。
- ・ A 地区に含まれている現在の市道 00464（市立文化センター線）の取扱いについては、本施設の建設に伴って、上記のとおり、コモン棟及び跨線橋を介して東西方向の自由な通行が可能となる通路が確保されることを踏まえて、技術提案書の作成時においては、当該市道が廃止された状態を前提とすること。
- ・ 小ホール棟の敷地には、A 地区及び B 地区を充てること。
- ・ B 地区に含まれている現在の市道 5904（城内・幸町線）の取扱いについては、本施設の建設に伴って、敷地の有効利用を図る観点から、徳島市が市道（通路幅員 2.5m）を B 地区の中で、C 地区との境界線付近に移転を予定している。なお、当該市道の移転については、今後決定されることから、技術提案書の作成時においては、当該市道の位置を、参考資料 1 に示した状態を前提として設計すること。
- ・ C 地区については、技術提案書の作成時においては、A 地区、B 地区及び D 地区と一体となった公園としての再整備計画を提案すること。なお、現状の C 地区は徳島市が管理する公園であり、本施設の整備後も公園として利用することが予定されており、今後、徳島市において公園の再整備について検討する際には、技術提案書の提案内容を参考にすることとしている。

(埋蔵文化財) 【参考資料 9】

- ・ A 地区及び B 地区は、文化財保護法で定める埋蔵文化財包蔵地に該当し、対象敷地内において確認されている重要な埋蔵文化財（国史跡「徳島城跡」に関連する江戸時代の「蔵の礎石」と「石垣」等）については、現地保存（移設、破壊等せず現状のまま保存）することとしているため、この点に留意して設計すること。現時点で確認されている現地保存対象となる埋蔵文化財の位置は埋蔵文化財位置図（参考資料 9）のとおり。
- ・ 当該地の埋蔵文化財については、歴史的な重要性を踏まえ適切な方策を講じる必要があることから、県及び関係機関に協力すること。

(インフラ整備) 【参考資料 4, 5, 11】

- ・ インフラ（上下水道、電気、ガス、通信）の現況は、インフラ現況図（参考資料 4）を参照すること。なお、本施設の建設に支障となる現状のインフラについては、事前に移設等を行う予定であり、技術提案書の作成時にあつては、インフラ整備予定図（参考資料 5）を参照し、各インフラにおける制約事項に留意のうえ、周辺のインフラが整理された状態を前提とすること。
- ・ 本施設の建設に支障となり移設を行う予定の下水道、ガス、通信の該当箇所については、新たなインフラ整備後、敷地内に廃止管等が残置されるため、廃止管等を事業者において撤去すること。なお、当該地は、埋蔵文化財の調査が必要であることから、事前に県と調整のうえ、調査に協力すること。
- ・ 各インフラの移設等は順次行われる予定（参考資料 11）であり、今後、ホール全体の本体設計に影響が出ない範囲で、設計や工法等の変更により、インフラ整備予定図で示す内容から変更等が生じる可能性があることに留意すること。

(地盤・地下工作物の状況) 【参考資料 6, 7】

- ・ 地盤の状況は、地質調査データ等（参考資料 6）を参考にするものとし、A 地区及び B 地区での設計における前提条件として扱うこと。
- ・ 実際に基本設計及び実施設計を行う際には、必要に応じて、事業者において地質調査を行った上で設計に反映すること。
- ・ 「旧徳島市立文化センター」、 「徳島県青少年センター」、 「徳島市中央公民館」及び「徳島市社会福祉センター」においては、地下工作物が残置[※]されており（参考資料 7）、基本的に地下工作物のすべて（既存杭を除く。）は撤去対象であるが、周辺への影響などの検証を行ったうえで廃棄物処理法に基づく有用性が認められる場合は、県との協議により撤去しないことも可とする。また、本施設の設計にあたっては、地盤の不良化を防ぐという有用性に着目し、原則として、既存杭を存置することとする。ただし、新設杭を打つために既存杭の引き抜きが必要な場合は、この限りでない。
 - ※ 本要求水準書の公表時点では、「旧徳島市立文化センター」以外の建築物は現存しているが、今後、それぞれの所有者である徳島県及び徳島市において、既存杭などの地下工作物の一部を除いて解体する予定。
- ・ 既存杭の残置については、資源の有効活用、解体に伴う廃棄物の発生や騒音・振動などの環境負荷の低減、工期の縮減などにも有効であることを踏まえ、設計においても配慮すること。特に、本敷地の場合は、引き抜きによる地盤の不良化が懸念される地域でもあることから、地盤改良の観点からも既存杭の有用性を取り入れた技術提案とすること。
- ・ A 地区及び B 地区の既存杭の引き抜き及びそれに伴う地盤改良については、既存建築物の所有者である徳島県及び徳島市において費用を負担するものとして、提案時の工事費参考見積額には含めないこと。ただし、技術提案書の作成にあたっては、引き抜き及び地盤改良に必要な額を提示すること。

(2) 施設の開館計画

- ・ 徳島市中央公民館，徳島市社会福祉センターの解体が令和5年12月頃まで予定されていることから，B地区を基本として充てる小ホール棟は，令和6年2月1日の着工となり，A地区と建設時期がずれることに留意すること。（A地区の着工は令和5年4月1日）
- ・ A地区を充てる大ホール棟及びコモン棟については，令和8年2月28日のしゅん工後に，建築物の仮使用に関する手続きを経て，令和8年3月中に大ホール棟及びコモン棟のしゅん工イベントを開催し，その後の開館準備（舞台設備の習熟訓練期間，必要備品の搬入等）に要する期間をおいた上で，令和8年8月頃に，こけら落とし公演をはじめ，ホール機能の供用を開始する予定である。
- ・ B地区を基本として充てる小ホール棟については，令和8年9月30日のしゅん工後，開館準備期間を経て令和9年3月頃にオープンを行い，ホール機能や練習活動機能の供用を開始する予定である。
- ・ 大ホール棟及びコモン棟においては，小ホール棟のしゅん工前に上記のしゅん工イベントが行われるとともに，供用開始となることから，楽屋，管理事務室，各機械室等の相互利用が想定される諸室の配置については留意すること。

(3) 動線計画

- ・ 事業対象地に対し，本施設を機能的な動線計画となるよう配置するとともに，外部空間との連続性を重視し，光と風を建物内に取り込むなど自然を感じられる計画とすること。
- ・ 自家用車・バスの利用者，敷地西側のJR牟岐線に設置が予定されている新駅の利用者それぞれに十分配慮した動線計画とすること。
- ・ 車両と利用者の動線は可能な限り分離させるものとし，十分な安全対策を施すこと。
- ・ 搬入口・駐車場への動線は東側道路（市道00487）から進入する経路とすること。
- ・ 大型の搬入車両（11tガルウイングトラックなど）がスムーズに進入できるよう計画すること。
- ・ テレビ中継車が駐車時に，事業対象地内の他の通行等により影響を受けないよう配慮すること。
- ・ 高齢者・障がい者等の一時的な乗降のために車両が事業対象地に寄りつける計画とすること。
- ・ 道路から敷地北西側の立体交差ポンプ場までのメンテナンス動線（8tバキューム車両が通行）を，敷地北側の都市計画道路用地に確保すること。
- ・ 徳島中央公園方面からの歩行者の動線にも配慮すること。

3 施設整備の基本要件

(1) 建築計画に関する基本要件

① 平面・動線計画

- ・ 各諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とすること。
- ・ 観客その他の入館者、演奏者その他の出演者、スタッフその他の施設管理者など、施設利用者の属性に応じて、それぞれが利用しやすい配置及び交錯しない動線計画とすること。特に、施設の特性を鑑みて、楽器や大道具等の大型の物品の移動も想定した動線計画とすること。
- ・ 施設内動線はすべての施設利用者が安全かつ円滑に移動できるよう配慮すること。特に、「大ホール」「小ホール」など大勢の利用客が集中するエリアは、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、十分に配慮すること。
- ・ 利用者が集中し、屋外で待機する場合を考慮し、屋外に日除け及び雨除けのための庇等を設けた待機スペースを確保すること。
- ・ 各機能のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に適切な台数・仕様のエレベーターを計画し、「大ホール」の各階席からホワイエに至る観客用のエレベーターを設置すること。荷物用についても、計画に応じて必要な仕様の昇降機設備を設置すること。
- ・ 諸室の配置においては、部門ごとに最小限のランニングコストと人員で施設運営ができるよう配慮した計画とすること。

② 断面計画

- ・ 各諸室の特性を踏まえた、利便性に配慮した機能的な階層構成とすること。
- ・ 諸室の特性に応じて、快適性や合理性を備えた階高設定、断面計画とすること。

③ 外観・立面計画

- ・ 歴史的環境を生かした質の高い都市景観を形成すること。
- ・ 県民の芸術文化の創造拠点にふさわしく、公共施設として良好な景観形成をリードする外観計画とすること。
- ・ 本施設の高さ・形状については、周辺地域（徳島城跡、JR 牟岐線、新町川、官公庁など）との関係に配慮し、日影の影響の軽減に極力努めること。ただし、本施設の敷地内には埋蔵文化財が存在し、文化財保護の観点から地下を掘り下げることが困難であり、地上方向で一定のボリュームを確保せざるを得ないことから、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きに規定する許可を受けることを想定した提案を行うことを認めるものとする。なお、許可を受けることが必要な計画を提案した事業者が優先交渉権者に選定された場合にあつては、当該事業者は特定行政庁である徳島市と

許可に関する協議を行う必要がある。

④ 外装計画

- ・ 外壁及び外装は、ホール等の室内外への十分な断熱・遮音対策を行うこと。
- ・ 西日や舞台おろし（コールドドラフト）対策など室内環境に配慮した計画とすること。
- ・ 外壁開口部には、本施設から近隣建物への覗き込みを防止するための対策を行うこと。
- ・ 国道 192 号を挟んだ敷地北側にある徳島中央公園等からの眺望を活かし、デジタルアートや演劇等のライブ投影等、本施設の外壁を文化芸術の発信ツールとして活用する方策を提案すること。

⑤ 内装計画

- ・ 内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい計画とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気・イメージづくりに努めること。
- ・ 仕上材は、各機能、諸室の用途や特性、使用頻度等に応じた計画とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定すること。
- ・ 人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行うこと。
- ・ 使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮すること。
- ・ 廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
- ・ 天井や照明設備等の室内上部に設置する設備について、落下防止など十分な安全対策を行うこと。
- ・ 「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、仕上材等に県産材をできるだけ活用すること。
- ・ 200 年以上の歴史がある大谷焼や国内有数の県内美術館の展示で用いられている陶板画などの地域に定着する文化資源を、内装やデザインに取り込むことを検討すること。
- ・ 自然採光を取り入れられるよう適切に開口部を設けること。この際、室内照明の漏洩防止、プライバシーの確保に配慮すること。

⑥ サイン計画

- ・ サイン計画全般として、言語・年齢などの違いにかかわらず利用者が理解しやすいユニバーサルデザインを採用した計画とすること。

- ・ 外部からの主要動線からも視認できる位置に、施設名称を知らせる館名サインを設置すること。
- ・ 各室の入口等に室名サインを設置すること。必要に応じて「使用中」の表示や「関係者以外立入禁止」等を明示すること。また、増設や取替えが容易にできるよう配慮すること。
- ・ コモン棟広場など主要な場所に、施設の全体構成を示すフロア案内サインや多言語対応のデジタルサイネージを設置すること。
- ・ コモン棟広場と「大ホール」「小ホール」の出入口を繋ぐ施設内動線については、多数の利用者が一度に移動することに配慮し、当該動線上において利用者がスムーズに移動できる案内サインを設置すること。
- ・ 施設内の諸室やトイレ等へと利用者を案内する誘導サインを、ロビーや廊下等の主要な部分に設置すること。
- ・ 主要なサインで表示する言語は、4ヵ国語(日本語、英語、中国語、韓国語)を基本とすること。

⑦ 環境配慮計画

- ・ 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮すること。
- ・ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けて、一次エネルギー消費量削減に努めた設備計画とするほか、適切な省エネ手法を用いた計画とすること。
- ・ 日影や風害による歩行者や周辺地域への影響に配慮すること。
- ・ 本施設から日光の反射による周辺地域への影響に配慮すること。
- ・ 周辺環境に十分配慮し、設備機器や車両から日常的に発生する騒音、振動、排ガスなどを低減する計画とすること。
- ・ 旧徳島市立文化センター、徳島県青少年センター、徳島市中央公民館、徳島市社会福祉センターの地下工作物を残置する場合は、事前に県環境指導課と協議すること。

⑧ 防災安全計画

- ・ 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保すること。
- ・ 施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。特に、地下室等を設ける場合は、浸水・冠水を防ぐための十分な対策を行うこと。
- ・ 多数の利用者を安全に避難誘導できる動線計画とすること。
- ・ 「地震・津波や風水害など災害時の一時避難場所」や「一般災害時及び地震災害時の避難所」と

して活用できる計画とすること。なお、対象敷地の津波浸水想定は参考資料 8 を参考にすること。

- ・ 「地震だ!! どうする!?! 劇場・音楽堂等震災対応ハンドブック」(公益社団法人全国公立文化施設協会)を参考に被災時のホール運営、役割を踏まえた提案とすること。
- ・ 不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理に配慮した計画とすること。
- ・ 緊急車両の寄り付きや消火・救助活動が円滑にできる計画とすること。
- ・ バルコニー席、階段、吹抜等については、落下防止に配慮した計画とすること。
- ・ 建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮した計画とすること。

⑨ ユニバーサルデザイン

- ・ 「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」を遵守すること。
- ・ 多目的に利用できるトイレとして、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、バリアフリートイレ^{*}を主要階に分散して配置すること。

※バリアフリートイレ：車椅子使用者が利用できる広さや手すり等の設備に加えて、オストメイト対応、おむつ替えシート、ベビーチェアなど乳児から大人まで使用できる「ユニバーサルシート」等を備え、車椅子使用者だけでなく高齢者や障がい者など多様な方が利用可能なトイレをいう。

- ・ 各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子使用者などにも配慮し適切に自動ドアを設けること。なお、車椅子使用者・衣裳を着用した出演者・楽器運搬等の出入りのための扉の有効開口幅は1.2 m以上とすること。
- ・ ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行うこと。
- ・ 災害などの緊急避難時に、聴覚障がいがある人に視覚情報の表示で誘導できる措置を行うこと。
- ・ 高齢者や車椅子使用者が円滑に移動できるよう、配慮すること。

⑩ ライフサイクルコストの低減

- ・ 施設を建設するインシヤルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、トータルでライフサイクルコストの低減を図る計画とすること。
- ・ 施設の長寿命化を図る計画とすること。
- ・ 設備更新の搬入経路の確保を行うなど建築及び設備の更新、修繕を容易に行える計画とすること。
- ・ 自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用などにより、維持管理費の節減を考慮すること。

- ・ 漏水，金属系材料の腐食，木材の腐朽，鉄筋コンクリートの耐久性の低下，エフロレッセンス，仕上げ材の剥離，膨れ，乾湿の繰り返しによる不具合，結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じがたい計画とするとともに，修理が容易な計画とすること。
- ・ 利用者が利用するスペースにある器具類等は，十分な破損防止対策を行ったうえで，交換が容易な仕様とすること。
- ・ 耐久性や信頼性の高い材料や設備を採用するなど，維持管理費の低減につながるものとするこ
と。

(2) 構造計画に関する基本要件

① 耐震性能

- ・ 「県有施設の総合耐震計画基準」に基づく耐震安全性の分類として，構造体：Ⅱ類，建築非構造部材：A類，建築設備：乙類以上の耐震性能を有する計画とすること。

② 構造計画

- ・ 建物は，建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な架構形式，部材を選定すること。
- ・ 基礎構造は，事業対象地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし，地盤沈下や液状化等の影響がないよう配慮すること。
- ・ 各エリアの特性に基づく荷重条件に対して，十分な耐用性を備えた構造とすること。

③ 耐久性能

- ・ 躯体の耐久性能は，建築工事標準仕様書/同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める計画供用期間において「標準(大規模補修不要期間 65 年)」以上の耐久性能を確保すること。

④ 騒音・振動対策

- ・ 事業対象地西側には鉄道，北側には幹線道路が隣接していること，また，徳島中央公園ではイベントや阿波おどりの練習が行われることを考慮し，外部からの振動や音の影響を受けないよう十分な対策を講じた施設とすること。
- ・ 「大ホール」「小ホール」「リハーサル室」「多目的スタジオ」等の大音量や振動を伴う利用により，他の施設部分へ影響を与えないよう，構造的にも十分な防音・防振対策を講じた施設とすること。

⑤ 安全の確認

- ・ 建築基準法施行令第 138 条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針・同解説」に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認すること。

(3) 設備計画に関する基本要件

① 一般事項

- ・ 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい計画とすること。
- ・ 機器メーカーから特に指定されたもの、又は雨がかり等により安全性、耐久性を損なうおそれがある機器は、原則として屋内設置とすること。
- ・ 風水害、落雷、断水、停電及び火災等の災害を考慮して計画すること。
- ・ 原則としてトイレ、給湯器使用室等、水を使用する部屋の直下には機械室等の室を計画しないこと。
- ・ 太陽光、風力などの自然エネルギーの活用といった環境配慮型設備の利用に配慮すること。
- ・ 雨水の管路を建物基礎の下部に設置したり、地下階を貫通させたりしないこと。
- ・ 遮音や振動、静音性能に十分配慮し、「大ホール」「小ホール」「多目的スタジオ」等の同時稼働時において相互に影響の無いようにすること。
- ・ 「大ホール」「小ホール」「多目的スタジオ」等の NC 値の規定を遵守するとともに、施設全体として各室の運用時の静けさに配慮すること。なお、NC 値の測定は、空調設備を稼働させ、電気や舞台設備の主幹を起動させた状態で測定するものとする。
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行うこと。
- ・ 電気系の機械室等は、2 階以上へ設置するなど、津波による浸水被害への対策を講じること。

② 電気設備

(ア) 電灯設備

- ・ 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画すること。
- ・ 照明器具等は汎用品を使用し、交換・清掃がしやすいよう工夫すること。

- ・ 高所に設ける器具は、容易に維持管理できる構造とすること。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置すること。
- ・ 外壁面に外灯を設置する場合は、原則、外構に設置し、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 機能に応じた灯具の演色性に配慮すること。
- ・ 管理事務室において一括管理できるようにすること。
- ・ 照明は原則 LED 照明とすること。ただし、ハロゲン照明を前提として制作される舞台公演も想定していることなどから、「大ホール」及び「小ホール」の演出用照明（音響反射板ライト等は除く）はこの限りではない。

（イ） 動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等の動力機器の制御盤の製作、配管配線及び幹線配線等を行うこと。
- ・ 動力制御盤は原則として機械室に設置すること。

（ウ） 受変電設備

- ・ 受電方式は、提案に基づき適切な方式とすること。
- ・ 電気負荷容量は大規模な興行、各諸室の OA 機器や舞台設備等の同時利用でも支障のないよう設定すること。
- ・ 電気室は保守性や将来の設備増設及び更新に配慮した計画とすること。
- ・ 受変電設備を経由して舞台音響設備にノイズ等の影響を及ぼさないように変圧器を適宜分割すること。

（エ） 発電設備

- ・ 各関連法令に基づく予備電源装置として設けること。
- ・ 浸水時に機能するように設置すること。
- ・ エンジン方式は設置場所・運転時間等を考慮し選定する。運転時間は長時間型とすること。
- ・ 災害時は負荷を制限して3日間運転可能とすること。
- ・ 災害時の想定する負荷は、施設利用者（最大 3,000 人程度）の一時的な受け入れに十分対応できるものとし、電灯・電源負荷等を想定すること。

(オ) 避雷設備

- ・ 計画建物の高さが 20m を超える場合は、建築基準法に基づき設置すること。
- ・ 建築物等の保護仕様について、外部雷保護、内部雷保護の採用は提案によることとする。

(カ) 電話設備

- ・ 管理事務室で外線電話を利用できるものとし、必要な配線等を行うこと。
- ・ 建物内各室（管理事務室、「大ホール」及び「小ホール」の側舞台、各楽屋、活動室等）で内線電話が利用できるものとし、必要な配線及び内線電話機の取付等を行うこと。
- ・ 内線電話については、管理の利便性に配慮し、適宜ワイヤレス機器等を導入すること。
- ・ 携帯電話については、主要キャリアの機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと。

(キ) 情報設備（有線 LAN，無線 LAN）

- ・ 管理事務室では、有線 LAN を利用するために必要な配管・LAN ケーブル等を敷設すること。
- ・ 活動室、楽屋、コモン棟広場、オープンホワイエなど各所に無線 LAN アクセスポイントを設置するために必要な配管を敷設すること。

(ク) 放送設備

- ・ 管理事務室より全館（大ホール・小ホールの客席及び舞台は除く）及び各諸室単位での放送を可能とする設備とすること。
- ・ 機材は、様々なメディア等が再生できるものとし、チャイム設備を備えること。
- ・ オートアナウンスができる設備を備えること。
- ・ 消防法に定める非常放送設備を設置すること。

(ケ) テレビ共同受信設備

- ・ 主要諸室にケーブルテレビ放送による受信設備を設けること。

(コ) テレビ電波障害防除施設

- ・ テレビ電波障害調査を実施し、本事業の建設業務に伴い、テレビ電波障害が近隣に発生した場合は、本事業にてテレビ電波障害防除施設を設けること。

(サ) 配電線路・通信線路設備

- ・ 電力及び電話回線の引込み及び外構に供する配管配線設置を行うこと。

(シ) コンセント設備

- ・ 建築設備設計基準及び室の用途に応じて、余裕を持った容量で、必要となるコンセント数を設置すること。
- ・ 1箇所につき2口を基本とし、原則各諸室には4箇所以上を設置すること。廊下・階段にも、円滑に清掃が行えるようコンセントを適切に設置すること。特に、「大ホール」「小ホール」「多目的スタジオ」においては、舞台設備などに必要となるコンセントを適切に配置すること。
- ・ 外構部（建物外壁部も含む）には、維持管理上必要な電源を適切に確保すること。

(ス) 緊急通報設備

- ・ トイレの便房には、利用者に異常が生じた時のために、その事実を外部に知らせるための設備を設け、迅速な対応が取れるように必要な諸室及び管理事務室に表示盤等を設けること。

(セ) 警備設備

- ・ 無人警備に応じた設備（機械警備等）を設置できるよう電気配管工事(空配管工事)を行うこと。
- ・ 各諸室及び外部との出入口は原則施錠ができるようにする。詳細は県と協議の上決定すること。
- ・ 管理運営上必要な場所には、防犯カメラ及び録画装置を設けること。

(ソ) 映像・音響・仮設電源設備

- ・ ホールにおけるテレビ中継（持込み操作卓（照明・音響等））に対応した、音響設備を設けるとともに、中継車駐車位置から舞台及び客席に至る仮設ケーブルを敷設するための貫通口及びケーブルフックを設けること。また、中継車の駐車位置は、他の車両の通行や施設利用者の妨げにならないよう配慮すること。
- ・ 公演時に電力が不足する場合に備え、外部電源車からの電力供給が可能となる接続設備（ジェネ

レータからの給電ケーブルの引込口) を設けること。また、外部電源車の駐車位置は、他の車両や施設利用者の妨げにならないよう配慮すること。

(タ) 電気時計設備

- ・ 親時計を管理事務室に設け、施設内要所に子時計を設置すること。
- ・ 「大ホール」及び「小ホール」の側舞台や調整室等については、黒地に白表示（デジタル表示）で時刻が分かりやすい静音型の時計とすること。

(チ) その他

- ・ 自動火災報知設備等の消防用設備については、法令の規定に基づいて設置すること。

③ 機械設備

(ア) 空調設備

- ・ 各諸室及び共用部（倉庫や搬入口など利用上室温変化が問題とならない部分を除く。）に設置すること。
- ・ 各諸室の空調設備は、当該室において個別に操作できるものとし、かつ、管理事務室においても一括管理ができるようにすること。管理事務室内に設けられない場合は、別室にて一括管理することも可とするが、管理事務室との動線に配慮すること。
- ・ 省エネルギー・室内環境に考慮し、居住域空調を前提とした最適な空調システムを採用すること。
- ・ 各室の用途に合わせて、熱源機器は高効率な仕様・機器を採用すること。
- ・ 騒音、振動、排ガス及び排熱などについて建物内及び近隣に対して公害源とならないよう配置に留意し、必要な防振、防音等措置を講じること。
- ・ 空調設備のインバーター制御による高調波ノイズによって舞台音響設備等に影響が出ないように十分に対策を講じること。
- ・ 雨天時の高い湿度や内外部の寒暖差による結露などから、居心地の良い室内環境や備品等の保護に有効な温湿度管理が行える設備を設けること。
- ・ 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）に配慮した設備とすること。

(イ) 衛生器具設備

- ・ 清掃等維持管理を十分考慮して機器を選定すること。
- ・ 大便器は洋便器を基本とし、温水洗浄便座で擬音装置を有するものとする。
- ・ 高齢者や障がい者、体の不自由な方、幼児にも使い易い器具を採用し、節水型の機器を選定すること。
- ・ 洗面所・手洗い等の水栓は電源式の自動水栓とし、適温給湯が可能なものとする。ただし、停電時を考慮し、運営職員用等は一部電源式としないものとする。
- ・ トイレの洗面台・小便器には、傘・杖掛けを設置すること。
- ・ 小便器は感知式フラッシュバルブとすること。
- ・ 便房の装備等に応じコンセントを適切に設置すること。

(ウ) 給水設備

- ・ 休憩時間等に多量の水を使用するため、安定的に供給できる給水方式を選定のうえ、円滑な利用ができるよう適切な給水設備を設置すること。温水についても同様とすること。
- ・ 受水槽には、震災時にも破損しにくい強度を備え、緊急遮断弁及び非常用給水栓を設け、災害時に利用できるものとする。

(エ) 排水設備

- ・ 排水方式は雨水・汚水分流式とし、公共下水道に適切に接続すること。

(オ) 給湯設備

- ・ 施設内の必要箇所については、水栓に給湯設備を設置すること。
- ・ 洗面器は電気温水器を可とし、給湯を多量使用する箇所はガス式給湯器を設置すること。
- ・ 楽屋の給湯設備は同時使用を考慮し十分な容量を確保すること。

(カ) 都市ガス設備

- ・ 都市ガス設備を設置し、ガス式給湯器等に供給すること。

(キ) 昇降機設備

- ・ 多数の利用者の昇降やユニバーサルデザインに十分配慮し、適切な昇降機設備を計画すること。
- ・ 必要に応じて楽器や舞台備品などの運搬に対応したかご寸法及び積載荷重を備えたエレベーターを計画すること。
- ・ 管理事務室に運転監視盤及びエレベーター用インターホンを設置すること。
- ・ 障がい者、高齢者、子どもの利用に配慮した構造とすること。
- ・ 浸水災害などに対応した構造とすること。
- ・ 監視カメラを設置すること。
- ・ 乗用エレベーターはすべて、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に対応すること。

(ク) その他

- ・ 排煙設備、消防用設備等などの設備については、それぞれ法令の規定に基づいて設置すること。

(4) 外構に関する基本要件

① 植栽

- ・ 本施設と調和する緑化に努め、環境及び景観の向上を図ること。
- ・ 樹種については、周辺環境に調和するものとし、景観や通行者等の安全、将来的な維持管理のしやすさに配慮した樹種を選定すること。

② 案内・サイン等

- ・ サインは、必要な情報の伝達のみでなく、わかりやすさ（ユニバーサルデザイン）、適切な配置と内容・美しさ・周辺環境との調和をもった統一と秩序あるものとする。
- ・ 施設案内のためのサイン（館名板、案内用掲示板、サインポールを含む。）を適宜設置すること。
- ・ 見やすく、ピクトサインを活用するなど、すべての利用者にとってわかりやすいものとする。
- ・ 表示する言語は、4カ国語(日本語、英語、中国語、韓国語)を基本とすること
- ・ 安全性に配慮した素材、形状とするとともに、通行者等の安全に配慮した位置に設置すること。

- ・ 必要に応じて、照明設備を設けること。

③ 外灯等

- ・ 適宜外灯を設置し、夜間の通行や、防犯性に配慮した適切な照度を確保すること。
- ・ 外灯は自動点滅及びタイマー点滅が可能な方式とすること。
- ・ 周辺環境・景観に配慮したデザインとし、夜間照明などは周辺建物などに対し光害要因とならないような計画とすること。

④ 敷地内舗装

- ・ 事業対象地内の通路部分は雨天時においても滑りにくい仕様とすること。
- ・ 事業対象地内の通路において水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施すこと。
- ・ 周辺環境・景観に調和した素材・デザインとすること。

⑤ 駐車場・駐輪場

- ・ 駐車場及び駐輪場については、A地区、B地区及びD地区に設けること。
- ・ 駐車場の設置台数については、施設面積に応じた附置義務台数を定める「徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を遵守し、同条例において示す必要台数を確保すること。なお、別途整備方針を検討中である「警察車両用の駐車区画」については、設計の際に優先交渉権者と協議することを予定している。
- ・ 最も多くの駐車場台数を確保することができる敷地は、建築物の設置を予定していないD地区となることが想定されるが、出演者や車椅子使用者の利便性にも配慮し、A地区及びB地区においても一定の台数を確保すること。
- ・ D地区の駐車場については、本施設を含めた敷地周辺のランドスケープにも配慮した上で、立体駐車場とすることも差し支えない。
- ・ 駐輪場については、可能な限り屋根付きとし、80台以上のスペースをA地区、B地区及びD地区において配置すること。
- ・ 事業対象地周辺の駐車場の状況については、参考資料12を参照すること。

⑥ 敷地の安全対策

- ・ 安全確保のため、適宜、車止め・安全柵等を設けること。

(5) 備品に関する基本要件

- 一般的な公演等に必要となる、スポットライト等の舞台照明備品、スピーカ・マイク等の舞台音響備品等については本工事の費用に含むこと。
- 舞台幕、ピアノ等の大型楽器等の上記に示した備品以外の備品については、県で別途発注することを予定しているが、提案の内容に応じて必要となる備品を事業者において整理し、設計契約の締結後に「什器備品リスト（各備品の個数・調達価格を含む。）」として県に示すこと。
- 必要備品を見込んで、大道具庫や備品庫等の規模を確保すること。

4 整備水準

下表のとおり、本施設における整備水準を示す。

各部門に記載する「参考規模」は目安として示すものであり、より質の高い「新しいホールのあり方」の提案を念頭に必要な規模や設置数、仕様について提案すること。

表中において、下線を付している箇所は、施設計画に直接影響することが想定される内容であり、技術提案書の作成にあたっては、特に留意すること。

また、下線を付していない箇所についても、施設計画を検討する上で参考になることが想定される内容として記載している。

なお、本事業の整備にあたっては、設計・施工一括発注方式のうち「設計交渉・施工タイプ」によるものとしており、優先交渉権者との設計業務の契約の締結後に、県と優先交渉権者の協議において価格等の交渉を行うことから、その協議過程において、詳細な仕様を提示することを予定している。

技術提案書を求める段階で詳細な仕様を提示することとした場合、本整備水準の記載量が増加し、応募者側において、重要な事項と軽微な事項を選別する負担を強いることが予想されたことから、現段階にあつては、優先交渉権者の選定に必要な重要な事項に絞り込んだ内容としている点に留意されたい。

(1) 大ホール棟

棟区分	大ホール棟		
部門区分	舞台部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサート、オペラ、日本舞踊、バレエ、演劇、能楽、歌舞伎、阿波おどりなどの大型の舞台装置や大人数による興行（以下「大型のコンサート等」という。）に対応するホールとして利用する。 ・合唱や演奏会など、県民による文化活動を発表・鑑賞する場として利用する。 ・全国的な規模の会議や講演会を開催する場として利用する。 		
諸室	名称	参考規模（有効寸法）	設置数
	主舞台	幅 18m×奥行 18m	1
	側舞台	幅 9 m×奥行 18m	2（上手・下手）
	奈落	—	1
	リハーサル室	幅 18～20m×奥行 10～12m	1
	舞台スタッフ室	5～10人程度	2
	トイレ	—	適宜
仕様	<p>【主舞台】</p> <p>①大型のコンサート等の演出や、1,800～2,000名の収容人員に配慮し、主舞台の規模を設定すること。</p> <p>②舞台での演奏等によって発生する音・振動が、隣室その他の諸室に影響を及ぼすことがないように、適切な遮音及び振動防止に係る対策を取ること。</p> <p>③主舞台はプロセニウム形式を基本とすること。また、プロセニウム開口は、間口18m程度、高さを9～12m程度以上で可変することができるものとする。</p>		

仕様	<p>④客席において質の高い響きが体感できるよう、可動式音響反射板を設置すること。</p> <p>⑤幕類、照明設備、音響設備等の舞台吊物機構を設置するために、舞台上部には十分な高さを確保すること。</p> <p>⑥舞台上部には、演出等のための作業用通路としてフライギャラリー及びフライブリッジを設けること。</p> <p>【側舞台】</p> <p>①側舞台は、必ずしも上手・下手ともに同じ面積を確保することを求めないが、大型のコンサート等の演出の支障となることがなく、かつ、合計面積で上記の参考規模と同程度以上の面積が確保できるよう、バランスよく配置すること。</p> <p>②側舞台から搬入ヤードに至るまでの経路は、6 m程度の大道具パネルなどの長尺物の搬出入がスムーズにできるように配慮すること。</p> <p>③公演中に演出の妨げとなることがなく、出演者等が側舞台の上手と下手を行き来できるようにするため、側舞台同士を連絡する通路を確保すること。</p> <p>④舞台上での演出に利用するため、側舞台において給水・給湯・排水を行うことができる設備を設けること。</p> <p>【奈落】</p> <p>①大迫については、幅 30 尺×奥行 9 尺 (9,090mm×2,727mm) とすること。</p> <p>②小迫については、幅 9 尺×奥行 4 尺 (2,727mm×1,212mm) とし、日本舞踊や歌舞伎の上演に相応しい位置に適切に配置すること。</p> <p>③迫りは電動昇降式とすること。</p> <p>④昇降操作は、側舞台に設置した操作盤で操作できるものとすること。</p> <p>⑤安全性を確保するため、迫りの下降時には落下防止ネットを設置すること。また、乗り込み時の安全確認のためのボタンを迫りの乗り込み位置の近くに設置するとともに、大迫については昇降手すりを、小迫については乗り込み口に安全バーを設置すること。</p> <p>【リハーサル室】</p> <p>①公演前の稽古やウォーミングアップ、発声練習、チューニングなど、リハーサルのための室としての機能を備えるほか、大ホールの利用がない場合には練習室としての貸し出しが可能となるよう、管理や動線に配慮した配置を行うこと。</p> <p>②静けさの設計目標値は、騒音評価 NC-25 以下とすること。</p> <p>③天井の高さは 6 m 程度確保すること。</p> <p>【舞台スタッフ室】</p> <p>①主催者の技術スタッフの控え室や、主催者と特別な来客との談話、簡単な飲食としての利用など、主催者が自由に利用できる空間として計画すること。</p> <p>②室の規模については、私物を保管するロッカーの配置を想定したスペースの確保を図ること。</p>
----	--

仕様

(以下、舞台設備などの費用の算出にあたって必要となる参考情報)

【舞台機構設備 (参考)】

- ①演出の自由度、安全性、仕込み時間の短縮などを考慮し、次の設置数を参考にして、舞台の奥行きに適したバトン本数をバランス良く設置するものとする。諸幕用バトンとの兼用等の提案により、できる限り多くの吊物バトンを設置すること。

吊物バトン	25本
ライトブリッジ (電動昇降式)	3基 (ボーダーライト・サスペンションライトを併設)
客席サスペンションライトバトン	2本
サスペンションライトバトン	2本
アッパー・ホリゾントライトバトン	1本
緞帳バトン	1本
オペラカーテンバトン	1本
暗転幕バトン	1本
一文字幕バトン	5本
袖幕バトン	4本
中割幕バトン	1本
大黒幕バトン	1本
ホリゾン幕バトン	1本
東西幕レール (Wレール)	1対

※一文字幕、袖幕、中割幕及び大黒幕バトンは、吊物バトンと同様の性能を確保することが望ましい。

- ②客席前部に仮設スピーカー吊込み装置 (上手・下手) を計画すること。
- ③定式幕を仮設できる計画とすること。
- ④バトンの駆動は電動 (静音型ドラム巻取式)、レベル表示・レベル設定付きとすること。
- ⑤吊物バトン、緞帳バトン、オペラカーテンバトン、暗転幕バトン、一文字幕バトン、袖幕バトン、中割幕バトン、大黒幕バトン等の演出上必要なバトンは可変速 (90m/分以上) とすること。
- ⑥吊物バトン、暗転幕バトン、一文字幕バトン、袖幕バトン、中割幕バトン、大黒幕バトンの積載荷重は 900 kg以上とすること。
- ⑦客席上部に設けるバトンについては、全て過積載表示機能を備えること。
- ⑧舞台機構操作卓は、舞台下手袖で操作を行うことを基本とするが、安全、適切に操作を行える場所に設置することもできるように、移動型操作卓とし、接続コネクターボックスは舞台上手袖及び舞台後部の上手・下手にも計画すること。
- ⑨操作上支障のないように、機器の作動状況や各種情報を表示する液晶モニターを必要台数計画すること。また、舞台機構操作卓には、舞台の上演状況が確認できる ITV

仕様	<p>モニターを必要台数計画すること。</p> <p>【音響反射板（参考）】</p> <p>①安全かつ迅速に設置・収納が可能な電動可動式音響反射板（必要に応じて一部手動も可とする）を設置すること。ただし、プロセニウム間口の内側及びアップーホリゾンライトから前側には格納しないものとする。</p> <p>②音響反射板内の舞台奥行きは、11m 程度確保すること。</p> <p>③音響反射板は、舞台上の生音の響きを全ての客席に届けるため、最適な材質、質量、反射面角度等を検討し、適切な建築音響設計とすること。</p> <p>④演奏者用に、音響反射板の出入扉を上手・下手にそれぞれ1箇所設けるとともに、フルコンサートピアノの搬出入用の出入扉を同様に上手・下手それぞれに1箇所確保（ただし、演奏者用出入扉の一部を兼ねることも可とする）すること。なお、演奏者用出入扉にはのぞき窓を設けること。</p> <p>⑤正面反射板は、看板バトンを内蔵したものとする。</p> <p>【舞台照明設備（参考）】</p> <p>①現在の舞台芸術から古典芸能まで多様の演目に対応できる設備とすること。また、県民利用や一般的な舞台公演に十分対応できるスポットライト等の照明器具は本工事に含むこと。</p> <p>②各公演の持込機器対応で、回路の増設が可能なように、仮設電源・移動型調光器等を確保すること。</p> <p>③舞台照明は、ハロゲンを主体とする灯体を計画するが、ストリップライトについては、LED 灯体を計画すること。ただし、将来の全 LED 化を念頭に置いたシステムを検討すること。</p> <p>④調光操作卓として、十分な調光回路数、インテリジェント機能を備えたデジタル調光卓とし、プリセット卓（3段、フェーダー120本程度）を計画すること。</p> <p>⑤舞台照明の調光信号線は、イーサネットを基本とし、様々な機器を接続できる計画とすること。</p> <p>⑥LED の灯体は、0～100%の調光機能を備えること。また、ムービングライト等の使用にも配慮した計画とすること。</p> <p>⑦側舞台でも簡易な操作が可能なものとする。</p> <p>⑧外部からの持込対応も想定し、持ち込み卓用コネクタを設置すること。</p> <p>⑨制御回路として DMX に加え、LAN 回路も設置すること。</p> <p>⑩コンピュータの二重化によるバックアップ機能を備えること。</p> <p>【舞台音響設備（参考）】</p> <p>①基本的な拡声、録音、再生ができる構成とし、講演会から舞台芸術公演等まで幅広く対応可能な設備とすること。</p> <p>②光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの舞台音響システムとし、ノイズ混入防止や将来の拡張性に配慮した設備とすること。</p>
----	--

仕様	<p>③音響信号線は、様々な機器を接続して使用できる計画とするとともに、必要に応じてバックアップ可能な機器を備えること。</p> <p>④外部からの持ちこみ対応も想定し、円滑な電源供給が可能となるよう、十分な仮設電源を計画すること。</p> <p>⑤音響調整卓（デジタルミキサー・サンプリング周波数 96kHz）を導入し、可搬性にも配慮すること。</p> <p>⑥入出力回線が多くなる公演も想定し、持込の操作卓での対応も可能とすること。</p> <p>⑦側舞台でも簡易な操作が可能なものとする。</p> <p>⑧メインスピーカーを中心に、舞台へのはね返りスピーカー、効果音などをサポートする移動型スピーカー等を配置すること。メインスピーカーは遠中近フルレンジスピーカーとし、すべての客席にスピーカーからの直接音が届く計画にするとともに、客席に均質な音圧が届けられるよう計画すること。</p> <p>⑨明瞭度の高い拡声音、再生音を供給できるよう、客席側にステージフロントスピーカー、アンダーバルコニースピーカー、ウォールスピーカー、シーリングスピーカーを適切に配置すること。</p> <p>⑩音響反射板利用時のアナウンス等でも自然かつ明瞭に聞こえる拡声設備を設置すること。</p> <p>【舞台映像設備（参考）】</p> <p>①観客が鮮明な映像を見ることができるよう、大型スクリーン（400 インチ以上）と高性能で静音性の高い 4K 対応のレーザービデオプロジェクターを設置できる計画とすること。</p> <p>②側舞台でも入力機器の複数の切替えができるよう、調整室のみならず、側舞台にも映像架を設けること。</p> <p>③大ホール舞台において実施されている大型のコンサート等を、リアルタイムで小ホール等の映像装置・音響装置によって、小ホールの客席等においても鑑賞できるものとする。また、逆方向も同様に可能とすること。</p> <p>【舞台連絡設備・ITV 設備（参考）】</p> <p>①舞台進行系設備として、舞台各所のスタッフ間の連絡を図るため、有線・無線式インターカムシステム等を設置すること。</p> <p>②調整室、舞台間にはトークバックマイクを設置し、適宜トークバックスピーカーを設置すること。</p> <p>③舞台運営上必要な位置に ITV カメラ、エアモニターマイクを設けること。特に、舞台正面の ITV カメラは暗視性能を備えたものとし、必要に応じて赤外線装置を計画すること。</p> <p>④舞台用 ITV のうち、演出に影響する映像については、遅延防止に配慮した計画とすること。また、舞台正面カメラ及び客席監視カメラについては、パン、チルト、フォーカス及びズーム機能を備えること。</p> <p>⑤舞台進行状況が分かるよう、楽屋、側舞台、ホワイエ、観覧室、リハーサル室、各調</p>
----	---

仕様	<p>整室、管理事務室等にモニターやスピーカーを設けること。</p> <p>⑥建築設備で設ける施設防犯用 ITV と役割分担し、舞台用 ITV は必要十分な数を設けること。</p>
----	--

棟区分	大ホール棟		
部門区分	客席部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・大型のコンサート等に対応するホールとして利用する。 ・合唱や演奏会など、県民による文化活動を発表・鑑賞する場として利用する。 ・全国的な規模の会議や講演会を開催する場として利用する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	一般席	1,800～2,000 席	—
	車椅子用の席	12～13 席	—
	立見席	50 人程度	—
	観覧室	1 室あたり 4～6 人程度	1 以上
	オーケストラピット	100 m ² 程度	1
	客席収納ワゴン	—	1
	仮設花道	—	1
仕様	<p>①客席（一般席，車椅子用の席，立見席，観覧室，オーケストラピットを収納した場合に仮設で設置する席及び花道を収納した場合に仮設で設置する席をいう。以下同じ。）の数については，段床を設けた上で，合計で 1,800～2,000 席の範囲内で設定すること。</p> <p>②静けさの設計目標値は，騒音評価 NC-20 以下とすること。</p> <p>③残響時間については，500Hz の音源に対して，音響反射板等により長く残響を確保した場合には，満席時で 1.6 秒～1.8 秒程度，空席時で 1.8 秒～2.0 秒程度とし，残響を抑制した場合には，満席時で 1.0 秒～1.2 秒程度，空席時で 1.2 秒～1.4 秒程度となるように設定すること。</p> <p>④音圧分布に極端な偏りが出ないように配慮すること。</p> <p>⑤客席については，大型のコンサート等を鑑賞する場合を想定し，距離及び角度に配慮した配置を行うこと。また，客席の位置に応じて鑑賞環境に差が生じる場合は，いわゆる「S 席」「A 席」「B 席」などの環境の程度に応じたエリアを設定すること。</p> <p>⑥客席については，1,000 人規模の興行など，客席数を減らしてイベントを開催する場合を想定（中ホール的な利用）し，管理上の利便性の確保や，外見上の寂寥感を現出させないための工夫を目的として，客席・動線の配置や照明設備その他の設備の設置に配慮すること。</p> <p>⑦公演中における観客の出入りによって演出が妨げられないことがないよう，全ての客席出入口には，二重扉として光や音を遮る前室を設けること。</p> <p>⑧各椅子には視認しやすい座席番号を付し，各通路には視認しやすい列番号を付すこと。</p>		

仕様	<p>⑨FM 波や赤外線を利用した難聴者支援設備を設けるなど、難聴者等の鑑賞に対する配慮を行うこと。</p> <p>⑩空調設備は、客席部分で温度分布のムラができないように配慮すること。また、空調設備の作動によるドラフト及び騒音により、舞台上の演出や鑑賞が妨げられないように配慮すること。</p> <p>⑪客席の照度は床面で 150 ルクスを確保できるものであって、かつ、0～100%で調光制御できるものとする。また、客席内の照度のムラができないよう、灯具の配置を十分に検討すること。</p> <p>【一般席】</p> <p>①一般席の座席の構造については、一席あたりの幅は <u>520mm 以上</u>、前後の間隔は <u>950mm 以上</u>とし、背もたれの高さは後列の観客の鑑賞の妨げにならないように配慮すること。</p> <p>【車椅子用の席】</p> <p>①車椅子用の席については、<u>ISO 21542 (2011 年)</u>を参考に、客席数に応じて、<u>12～13 席以上</u>設けること。この場合、車椅子用の席 1 席につき、同伴者用の客席を隣接させて 1 席設けること。</p> <p>【立見席】</p> <p>①立見席については、<u>50 人程度</u>を想定して計画すること。</p> <p>【観覧室】</p> <p>①観覧室については、来賓、子供連れの家族、音の出る医療機器等の使用者など、一般席から区画された特別な環境での鑑賞が可能となる客席として設けること。</p> <p>②観覧室については、直接舞台が見える配置とし、一般席その他の客席を介することなく、直接ホワイエに出入りできる構造とすること。</p> <p>③観覧室の音環境については、区画内の音が一般席その他の客席に漏れないように遮音し、かつ、舞台の音を区画内で再現するスピーカーを設置すること。</p> <p>④観覧室の光環境については、区画内の光が一般席その他の客席に漏れないよう、一般席その他の客席の照明装置と連動するようにすること。</p> <p>【オーケストラピット】</p> <p>①オーケストラピットは、<u>70 名程度</u>の収容を想定して <u>100 m²程度</u>を確保すること。</p> <p>②オーケストラピットとして利用しない場合には、客席としての利用や、舞台の一部（前舞台）としての利用が可能となるような構造とし、かつ、床のレベルに差が生じることを想定し、仮設の手すりの設置などの安全面に配慮した構造とすること。</p> <p>③オーケストラピットの演奏面には、演奏者等の出入りのために、上手・下手にそれぞれ出入口を設け、手持ち楽器を持ち込むことにも配慮した幅・高さを確保すること。</p>
----	--

仕様	<p>④オーケストラピット迫りの積載荷重は、運転時は 150kg/m²以上・停止時は 500kg/m²以上を見込むこと。</p> <p>【客席収納ワゴン】</p> <p>①客席収納ワゴンについては、オーケストラピットとの関係性にも配慮し、客席の下部に配置すること。</p> <p>【仮設花道】</p> <p>①歌舞伎、日本舞踊のみならず、阿波踊りなどの多彩な演目の演出でも利用できるよう、花道（本花道又は脇花道）を設けること。</p> <p>②花道の仕様及び鳥屋口の形式は提案による。</p>
----	--

棟区分	大ホール棟		
部門区分	ホワイエ部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩する。 ・公演の主催者による物販や、サイン会等に利用する。 ・イベント等での利用も想定する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	ホワイエ	—	1
	主催者控室	—	適宜
	ホワイエスタッフ室	—	適宜
	トイレ	—	適宜
	バリアフリースイイレ	—	2
	備品庫	—	適宜
仕様	<p>【ホワイエ】</p> <p>①開演前や幕間等で観客がくつろぐことができるように、明るく開放感のある空間とすること。</p> <p>②ホワイエの入口部分に、ホールの客席規模に合ったもぎりスペースを設けること。</p> <p>③必要に応じてホワイエの一面において、利用者への飲み物や軽食の販売や、主催者等の関係者による打上げ時の飲食利用等が行えるように、カウンターや水道・電気などの設備機能を設けること。</p> <p>④舞台の様子や休憩時間等の表示を行うため、各階ホールの出入り口付近などに、大型のモニターを設置すること。</p> <p>⑤公演映像や県内観光情報等の情報提供や、ピクチャーウィンドウとしての活用等ができるようにデジタルサイネージを備えること。</p> <p>⑥大ホール舞台での公演がないときでも、ホワイエを有効活用できるように、広場部門との区切り方を工夫すること。</p> <p>⑦局所的な混雑の発生や、人の流れに配慮し、利用者用ロッカーを設置すること。</p> <p>⑧主階のホワイエと広場部門の間は利用者が円滑に移動できるように、動線に配慮す</p>		

仕様	<p>ること。</p> <p>⑨舞台及び楽屋エリアからホワイエに通じる動線を設けること。ただし、公演中は客席からの通り抜けができないように計画すること。</p> <p>⑩必要に応じて、有料エリア（客席・ホワイエ等）と無料エリア（広場部門）を明確に分けることのできる計画とすること。</p> <p>【主催者控室】</p> <p>①主催者の作業や休憩のための控室を、ホワイエ周辺に設けること。また、主催者の控室には、利用者ロッカーに収納できない手荷物を、一時的に預かることができるようにすること。</p> <p>②ホワイエ、客席、舞台、楽屋、広場部門及び管理部門等に容易にアクセスできる位置に配置し、円滑な主催者動線の確保に配慮すること。</p> <p>③ITV モニター、モニタースピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【ホワイエスタッフ室（客席案内係控室）】</p> <p>①客席案内係のための更衣室兼控室を、ホワイエ周辺に設けること。</p> <p>②ホワイエ、客席及び広場部門等に容易にアクセスできる位置に配置し、円滑な客席案内係の動線の確保に配慮すること。</p> <p>③ITV モニター、モニタースピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【備品庫】</p> <p>①ホワイエで利用する備品等の収納スペースを円滑な搬出入を考慮して確保すること。</p>
----	--

棟区分	大ホール棟		
部門区分	技術室部門		
用途	・調光操作、音響調整及び映像投映等を行う。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	調光操作室	15 m ² 程度	1
	音響調整室	15 m ² 程度	1
	投影室	10 m ² 程度	1
	舞台照明電源室	—	1
	アンプラック室	—	1
	舞台機構制御盤室	—	1
	トイレ	—	適宜
仕様	<p>【調光操作室・音響調整室・投影室】</p> <p>①客席後部に各調整室を設け、操作卓を操作するための椅子に座って、プロセニウム開口のすべてを視認できるよう配慮すること。客席後部に立見席を計画する場合は、そのことを踏まえた良好なサイトラインの確保を図ること。</p>		

仕様	<p>②客席及び舞台の調光，音響調整，投映のため，調光操作卓，音響調整卓等の必要な機器を整備すること。</p> <p>③音響操作卓の前面ガラスについては，音響オペレーターが客席内の音を直接聞いて調整ができるよう全面開放できるようにすること。</p> <p>④調光操作室の前面ガラスについては，舞台及び客席からの声や作業音が確認できるよう，本番以外の時には，一部を開放できるようにするとともに，高透過ガラスとすること。</p> <p>⑤操作中の舞台技術者の声や機器からの発生音が客席に漏れないよう，遮音性能を確保すること。</p> <p>⑥床面はフリーアクセス床とすること。</p> <p>⑦ITV モニター，モニタースピーカー，内線電話，インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【舞台照明電源室・アンプラック室】</p> <p>①舞台や各調整室等の配置を考慮した位置に，舞台照明設備の主幹盤・分電盤や舞台音響設備のアンプ等を設置すること。</p> <p>②機器稼働音や振動が客席に影響を及ぼさないよう配慮すること。</p> <p>③機器稼働時の発熱に留意した空調設備とすること。</p> <p>④内線電話，インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【舞台機構制御盤室】</p> <p>①舞台機構の電動昇降システムを想定した制御盤を収納する室として設置すること。なお，奈落等に設置し，稼働音や発熱が他に影響しない場合などは，専用の部屋として設けないことも可とする。</p> <p>②機器稼働音や振動が客席に影響を及ぼさないよう配慮すること。</p> <p>③機器稼働時の発熱に留意した空調設備とすること。</p> <p>④内線電話，インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p>
----	--

棟区分	大ホール棟		
部門区分	投光室部門		
用途	・各舞台照明設備を通じて，舞台等を照射する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	フロントサイドスポットライト投光室	－	2（上手・下手）
	シーリングスポットライト投光室	－	2～3
	フォロースポットライト投光室	－	1

仕様	<p>【フロントサイドスポットライト投光室】</p> <p>①<u>舞台床面の主だったエリア（オーケストラピット迫の前舞台部分を含む）に投光できるよう、客席の舞台寄り側壁部に設けること。機能を満たすものであれば、室として設けないことも可とする。</u></p> <p>②投光室はスポットライトを横列に4灯余裕を持って設置できることとし、縦列8段以上計画すること。</p> <p>③ムービングスポットライト等の利用も考慮するため、スポットライトを吊下げる固定ボタンは、一部取り外しができる計画とすること。</p> <p>④スポットライトの吊替えや、シューティング作業を安全かつ円滑に行えるよう、適切な高さに作業床と安全に移動できるはしご等を設けること。</p> <p>⑤インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【シーリングスポットライト投光室】</p> <p>①<u>舞台開口全幅に投光できるよう、客席天井部に設けること。</u></p> <p>②シーリングスポットライトは、客席上部に2列設置すること。可能であれば、フォロースポットライト投光室の両サイドに3列目を設けること。</p> <p>③灯具の搬出入に支障のない動線を確認すること。</p> <p>④舞台照明器具等の客席への落下を防ぐための対策を施すこと。</p> <p>⑤灯具からの排熱で室内温度が上昇することに配慮した空調設備を設けること。</p> <p>⑥インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【フォロースポットライト投光室】</p> <p>①<u>舞台上の演技者を投光できるよう、客席後方最上部の中央部に設けること。</u></p> <p>②フォロースポットライトを4台設置すること。ただし、持込みを含めてフォロースポットライトを最大6台まで設置できる計画とすること。</p> <p>③灯具の搬出入に支障のない動線を確認すること。</p> <p>④フォロースポットライトの転倒・落下の防止措置を講じること。</p> <p>⑤客席と区分けするガラスは高透過ガラスとすること。</p> <p>⑥インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p>
----	---

棟区分	大ホール棟		
部門区分	倉庫部門		
用途	・大ホール棟で使用する大道具備品や楽器等の収納・管理をする。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	大道具庫	200 m ² 程度	1
	備品庫	120 m ² 程度	1
	音響器具庫	50 m ² 程度	1
	照明器具庫	50 m ² 程度	1
	楽器庫	—	1

仕様	<p>【大道具庫・備品庫・音響器具庫・照明器具庫】</p> <p>①大ホール舞台等で使用する大道具，音響・照明器具，備品一式を収納できるよう，その種類に応じて必要なスペースを確保すること。なお，円滑な利用が可能であれば，複数の室に分割して設置することも可とする。</p> <p>②搬入動線は，円滑に重量物を移動できるよう，滑りにくく段差のない仕上げとし，傷についても補修しやすいものとする。</p> <p>③収納する備品を効率的に収納できるよう，重量棚を適宜設けること。</p> <p>④収納する物により，換気や空調，温湿度管理等を行えるようにすること。</p> <p>⑤大ホールの舞台とできる限り近接させ，必要な動線を確保すること。</p> <p>【楽器庫】</p> <p>①フルコンサートピアノ2台，ピアノ椅子や専用移動台車等を保管・収納できるスペースを確保すること。</p> <p>②ピアノの移動時に傷つけることのないよう，壁にクッション材を設置するとともに，段差のない仕上げとすること。</p> <p>③楽器庫内で調律を行うことができるよう，遮音・吸音性能及び適切な照度を備えること。</p> <p>④常時楽器の保管に適した温湿度管理ができるものとする。</p> <p>⑤大ホールの舞台とできる限り近接させ，必要な動線を確保すること。</p>
----	---

棟区分	大ホール棟		
部門区分	搬入口部門		
用途	・大ホールや備品庫への大道具等の搬入を行う。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	搬入ヤード	—	1
仕様	<p>①大型車（11t ガルウィング車及び後方荷下ろし車両）が1台，可能な限り2台寄り付き，安全で円滑な荷捌きができるようにすること。</p> <p>②雨天及び強風時でも支障なく荷下ろしが可能な計画とすること。</p> <p>③搬入口を經由して騒音が舞台に影響しないよう必要各所に遮音扉を設けること。</p> <p>④十分な広さのローディングデッキを設けること。</p> <p>⑤エレベーターの設置が必要な場合には，荷物の運搬動線に配慮し，エレベーター位置を計画すること。</p> <p>⑥大ホール主舞台と同階に搬入ヤードがない場合などは，適時エレベーター前に荷捌き場を設けること。</p> <p>⑦ガルウィングが天井に接触することがないように，荷捌きに有効な天井高さとして，駐車場床から5.5m以上を確保すること。</p> <p>⑧円滑な搬出入のため，大ホールの舞台や大道具庫・備品庫等と，できる限り近接させること。</p> <p>⑨側舞台や管理事務室，舞台スタッフ室から搬入作業の指示が行えるようITVカメラ，内線電話などの舞台連絡設備を設けること。</p>		

(2) 小ホール棟

棟区分	小ホール棟		
部門区分	舞台部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・室内楽コンサートや邦楽などの大型の舞台装置を必要としない興行に対応するホールとして利用する。 ・県民による文化活動を発表・鑑賞する場として利用する。 ・小規模な会議や講演会を開催する場として利用する。 		
諸室	名称	参考規模（有効寸法）	設置数
	主舞台	幅 12.5～14.5m×奥行き 9 m	1
	側舞台	幅 6 m×奥行き 9 m	2（上手・下手）
	舞台スタッフ室	5～8人程度	2
	トイレ	—	適宜
仕様	<p>【主舞台】</p> <p>①<u>300～500席の収容人員に配慮し、主舞台の規模を設定すること。</u></p> <p>②舞台での演奏等によって発生する音・振動が、隣室その他の部分に影響を及ぼすことがないように、適切な遮音及び振動防止に係る対策をとること。</p> <p>③<u>主舞台の形式は、プロセニウム形式、オープン形式のどちらでも可とする。ただし、オープン形式の舞台を採用した場合でも、幕設備等を活用して疑似的なプロセニウム形式としても利用できる計画とすること。</u></p> <p>④<u>オープン形式とする場合、側舞台の設置は上記の参考規模を下回る提案も可とする。</u></p> <p>⑤<u>プロセニウム形式とする場合、プロセニウム開口は、間口 12.5～14.5m程度、高さを6～9m程度で可変することができるものとする。オープン形式とする場合は、同程度の広さと高さを確保すること。</u></p> <p>⑥プロセニウム形式とする場合、客席において響きのある音が体感できるよう、可動式音響反射板を設置すること。オープン形式とする場合は、建築的に同様の効果が期待できれば音響反射板を設けなくても可とする。</p> <p>⑦<u>プロセニウム形式とする場合、幕類、照明設備、音響設備等の舞台吊物機構を設置するために、舞台上部には十分な高さを確保するとともに、舞台上部には、演出等のための作業用通路としてフライギャラリー及びフライブリッジを設けること。</u></p> <p>【側舞台】</p> <p>①側舞台は、必ずしも上手・下手ともに同じ面積を確保することを求めないが、公演の演出の支障となることなく、かつ、合計面積で上記の参考規模と同程度の面積が確保できるよう、バランスよく配置すること。</p> <p>②<u>側舞台から搬入ヤードに至るまでの経路は、大道具の搬出入がスムーズにできるように配慮すること。</u></p> <p>③公演中に演出の妨げとなることなく、出演者等が側舞台の上手と下手を行き来できるようにするため、側舞台同士を連絡する通路を確保すること。</p>		

仕様

④舞台上での演出に利用するため、側舞台において給水・給湯・排水を行うことができる設備を設けること。

【舞台スタッフ室】

- ①主催者の技術スタッフの控え室や、主催者と特別な来客との談話、簡単な飲食としての利用など、主催者が自由に利用できる空間として計画すること。
- ②室の規模については、私物を保管するロッカーの配置を想定したスペースの確保を図ること。

【舞台機構等（参考）】

- ①プロセニウム形式とする場合、音響反射板については、安全かつ迅速に設置・収納が可能な電動可動式音響反射板（必要に応じて一部手動も可とする）を設置すること。音響反射板内の舞台奥行きは8 m程度とし、設置位置は提案による。
- ②プロセニウム形式とする場合、吊物バトン等の設置数は以下の数字を参考にして、舞台の奥行きに適したバトン本数をバランス良く設置するものとする。オープン形式とする場合は、舞台演出環境を確保するため、可能な限り同程度の舞台設備が計画できることとするが、必要に応じてバトン等は固定バトンとして設置することも可とする。

吊物バトン類	15 本
ライトブリッジ（電動昇降式）	1 基（ボーダーライト・サスペンションライトを併設）
客席サスペンションライトバトン	1 本
サスペンションライトバトン	3 本
ボーダーライトバトン	2 本
アッパーホリゾンライトバトン	1 本
引割緞帳バトン	1 本
暗転幕バトン	1 本
一文字幕バトン	4 本
袖幕バトン	3 本
中割幕バトン	1 本
大黒幕バトン	1 本
ホリゾン幕バトン	1 本
東西幕レール（W レール）	1 対

- ③吊物バトン等の積載荷重等は提案による。
- ④調光操作卓として、十分な調光回路数、インテリジェント機能を備えたデジタル調

仕様	<p>光卓とし、プリセット卓（3段、フェーダー80本程度）を計画すること。</p> <p>⑤観客が鮮明な映像を見ることができるよう、大型スクリーン（300インチ以上）と高性能で静音性の高い4K対応のレーザービデオプロジェクターを設置できる計画とすること。</p> <p>⑥その他、「舞台機構設備」「音響反射板」「舞台音響設備」「舞台映像設備」「舞台連絡設備・ITV設備」等の仕様については、原則として「大ホール」の仕様を参考とすること。オープン形式とした場合は、プロセニウム形式と同等の機能を必ずしも求めるものではないが、小ホールの用途に応じた必要機能について可能な限り充実化を図ること。</p>
----	--

棟区分	小ホール棟		
部門区分	客席部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・室内楽コンサート、邦楽などの大型の舞台装置を必要としない興行に対応するホールとして利用する。 ・県民による文化活動を発表・鑑賞する場として利用する。 ・小規模な会議や講演会を開催する場として利用する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	一般席	300～500席	—
	車椅子用の席	4～5席	—
	観覧室	1室あたり4～6人程度	1以上
仕様	<p>①客席（一般席、車椅子用の席及び観覧室をいう。以下同じ。）の数については、<u>段床を設けた上で、合計で300～500席の範囲内で設定すること。</u></p> <p>②静けさの設計目標値は、騒音評価NC-20以下とすること。</p> <p>③残響時間については、500Hzの音源に対して、音響反射板等により長く残響を確保した場合には、満席時で1.4秒程度、空席時で1.6秒程度とし、残響を抑制した場合には、満席時で1.1秒程度、空席時で1.3秒程度となるように設定すること。</p> <p>④音圧分布に極端な偏りが出ないように配慮すること。</p> <p>⑤公演中における観客の出入りによって演出が妨げられないことがないよう、全ての客席出入り口には、二重扉として光や音を遮る前室を設けること。</p> <p>⑥各椅子には視認しやすい座席番号を付し、各通路には視認しやすい列番号を付すこと。</p> <p>⑦FM波あるいは赤外線などを利用した難聴者支援設備を設けるなど、難聴者等の鑑賞に対する配慮を行うこと。</p> <p>⑧空調設備は、客席部分で温度分布のムラができないように配慮すること。また、空調設備の作動によるドラフト及び騒音により、舞台上の演出や鑑賞が妨げられないように配慮すること。</p> <p>⑨客席の照度は床面で150ルクスを確保できるものであって、かつ、0～100%で調光制御できるものとする。また、客席内の照度のムラができないよう、灯具の配置を十分に検討すること。</p>		

仕様	<p>【一般席】</p> <p>①一般席の座席の構造については、一席あたりの幅は 520mm 以上、前後の間隔は 950mm 以上とし、背もたれの高さは後列の観客の鑑賞の妨げとならないように配慮すること。</p> <p>【車椅子用の席】</p> <p>①車椅子用の席については、ISO 21542 (2011 年) を参考に、客席数に応じて、4～5 席以上設けること。この場合、車椅子用の席 1 席につき、同伴者用の客席を隣接させて 1 席設けること。</p> <p>【観覧室】</p> <p>①観覧室については、来賓、子供連れの家族、音の出る医療機器等の使用者など、一般席から区画された特別な環境での鑑賞が可能となる客席として設けること。</p> <p>②観覧室については、直接舞台が見える配置とし、一般席その他の客席を介することなく、直接ホワイエに出入りできる構造とすること。</p> <p>③観覧室の音環境については、区画内の音が一般席その他の客席に漏れないように遮音し、かつ、舞台の音を区画内で再現するスピーカーを設置すること。</p> <p>④観覧室の光環境については、区画内の光が一般席その他の客席に漏れないよう、一般席その他の客席の照明装置と連動するようにすること。</p>
----	---

棟区分	小ホール棟		
部門区分	ホワイエ部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩する。 ・公演の主催者による物販や、サイン会等に利用する。 ・小規模なイベント等での利用も想定する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	ホワイエ	—	1
	主催者控室	—	適宜
	トイレ	—	適宜
	バリアフリートイレ	—	2
	備品庫	—	適宜
仕様	<p>【ホワイエ】</p> <p>①開演前や幕間等で観客がくつろぐことができるように、明るく開放感のある空間とすること。</p> <p>②ホワイエの入口部分に、ホールの客席規模に合ったもぎりスペースを設けること。</p> <p>③舞台の様子や休憩時間等の表示を行うため、各階ホールの出入り口付近などに、大型のモニターを設置すること。</p> <p>④公演映像や県内観光情報等の情報提供や、ピクチャーウィンドウとしての活用等ができるようにデジタルサイネージを備えること。</p>		

仕様	<p>⑤小ホール舞台での公演がないときでも、ホワイエを有効活用できるように、広場部門との区切り方を工夫すること。</p> <p>⑥局所的な混雑の発生や、人の流れに配慮し、利用者用ロッカーを設置すること。</p> <p>⑦主階のホワイエと広場部門の間は利用者が円滑に移動できるように、動線に配慮すること。</p> <p>⑧舞台及び楽屋エリアからホワイエに通じる動線を設けること。ただし、公演中は客席からの通り抜けができないように計画すること。</p> <p>⑨必要に応じて、有料エリア（客席・ホワイエ等）と無料エリア（広場部門等）を明確に分けることのできる計画とすること。</p> <p>⑩主催者や関係者による打上げ時の飲食利用、小規模イベント等を想定し、ホワイエの一面にて、カウンターや水道・電気等の設備機能を設けること。</p> <p>【主催者控室】</p> <p>①主催者の作業や休憩のための控室を、ホワイエ周辺に設けること。また、主催者の控室には、利用者ロッカーに収納できない手荷物を、一時的に預かることができるようにすること。</p> <p>②ホワイエ、客席、舞台、楽屋、広場部門及び管理部門等に容易にアクセスできる位置に配置し、円滑な主催者動線の確保に配慮すること。</p> <p>③ITV モニター、モニタースピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【備品庫】</p> <p>①ホワイエで利用する備品等の収納スペースを円滑な搬出入を考慮して確保すること。</p>
----	--

棟区分	小ホール棟		
部門区分	技術室部門		
用途	・調光操作、音響調整及び映像投映等を行う。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	調光操作室	15 m ² 程度	1
	音響調整室	15 m ² 程度	1
	投影室	10 m ² 程度	1
	舞台照明電源室	—	1
	アンプラック室	—	1
	舞台機構制御盤室	—	1
トイレ	—	適宜	

仕様	<p>【調光操作室・音響調整室・投影室】</p> <p>①「大ホール」に準じる。</p> <p>【舞台照明電源室・アンプレック室】</p> <p>①「大ホール」に準じる。</p> <p>【舞台機構制御盤室】</p> <p>①「大ホール」に準じる。</p>
----	---

棟区分	小ホール棟		
部門区分	投光室部門		
用途	・各舞台照明設備を通じて、舞台等を照射する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	フロントサイドスポット ライト投光室	—	2（上手・下手）
	シーリングスポットライ ト投光室	—	1
	フォロースポットライト 投光室	—	1
仕様	<p>【フロントサイドスポットライト投光室】</p> <p>①<u>舞台床面の主だったエリアに投光できるよう、客席の舞台寄り側壁部に設けること。</u> <u>機能を満たすものであれば、室として設けないことも可とする。</u></p> <p>②投光室はスポットライトを横列に4灯余裕を持って設置できることとし、縦列4段以上計画すること。</p> <p>③その他は「大ホール」に準じる。</p> <p>【シーリングスポットライト投光室】</p> <p>①<u>舞台開口全幅に投光できるよう、客席天井部に設けること。</u></p> <p>②シーリングスポットライトは、客席上部に1列設置すること。</p> <p>③その他は「大ホール」に準じる。</p> <p>【フォロースポットライト投光室】</p> <p>①<u>舞台上の演技者を投光できるよう、客席後方最上部の中央部に設けること。</u></p> <p>②フォロースポットライトを2台設置すること。ただし、持込みを含めてフォロースポットライトを最大4台まで設置できる計画とすること。</p> <p>③その他は「大ホール」に準じる。</p> <p>※上記のすべての室は、プロセニウム形式を想定した仕様であるが、オープン形式とする場合、舞台演出環境を確保するため、可能な限り、同程度の照射の仕様となるよう計画すること。</p>		

棟区分	小ホール棟		
部門区分	倉庫部門		
用途	・小ホール棟で使用する大道具備品や楽器等の収納・管理をする。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	大道具庫	80 m ² 程度	1
	備品庫	50 m ² 程度	1
	楽器庫	—	1
仕様	<p>【大道具庫・備品庫】</p> <p>①小ホール舞台等で使用する大道具，備品一式を収納できるよう，その種類に応じて必要なスペースを確保すること。なお，円滑な利用が可能であれば，複数の室に分割して設置することも可とする。</p> <p>②搬入動線は，円滑に重量物を移動できるよう，滑りにくく段差のない仕上げとし，傷についても補修しやすいものとする。</p> <p>③収納する備品を効率的に収納できるよう，重量棚を適宜設けること。</p> <p>④収納する物により，換気や空調，温湿度管理等を行えるようにすること。</p> <p>⑤小ホールの舞台とできる限り近接させ，必要な動線を確保すること。</p> <p>【楽器庫】</p> <p>①フルコンサートピアノ2台，ピアノ椅子や専用移動台車等を保管・収納できるスペースを確保すること。</p> <p>②ピアノの移動時に傷つけることのないよう，壁にクッション材を設置するとともに，段差のない仕上げとすること。</p> <p>③楽器庫内で調律を行うことができるよう，遮音・吸音性能及び適切な照度を備えること。</p> <p>④常時楽器の保管に適した温湿度管理ができるものとする。</p> <p>⑤小ホールの舞台とできる限り近接させ，必要な動線を確保すること。</p>		

棟区分	小ホール棟		
部門区分	搬入口部門		
用途	・小ホールや多目的スタジオ，備品庫等へ物資の搬入を行う。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	搬入ヤード	—	1
仕様	<p>①大型車（11t ガルウィング車及び後方荷下ろし車両）が寄り付き，安全で円滑な荷捌きができるようにすること。</p> <p>②雨天及び強風時でも支障なく荷下ろしが可能な計画とすること。</p> <p>③搬入口を経由して外部騒音が舞台に影響しないよう必要各所に遮音扉等を設けること。</p> <p>④十分な広さのローディングデッキを設けること。</p> <p>⑤エレベーターの設置が必要な場合には，荷物の運搬動線に配慮し，エレベーター位</p>		

仕様	<p>置を計画すること。</p> <p>⑥小ホール主舞台や多目的スタジオと同階に搬入ヤードがない場合などは、適時エレベーター前に荷捌き場を設けること。</p> <p>⑦ガルウイングが天井に接触することがないよう、荷捌きに有効な天井高さとして、駐車場床から 5.5m以上を確保すること。</p> <p>⑧円滑な搬出入のため、小ホールの舞台や多目的スタジオ、大道具庫等と、できる限り近接させること。</p> <p>⑨側舞台や管理事務室、舞台スタッフ室から搬入作業の指示が行えるよう ITV カメラ、内線電話などの舞台連絡設備を設けること。</p>
----	---

棟区分	小ホール棟		
部門区分	スタジオ部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に県民が舞台芸術に関する創作活動を行う。 ・小ホールの公演のリハーサル、小規模な発表会や鑑賞事業、各種大会、講演会、集会など多目的に利用する。 ・一時的に小ホールの楽屋として利用することも想定する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	多目的スタジオ	300 m ² 程度	1
	控室	—	2
	備品庫	—	適宜
	楽器庫	—	適宜
仕様	<p>【多目的スタジオ】</p> <p>①平土間形式とし、小ホールを想定した練習ができるよう想定する。</p> <p>②発表会や公演などの用途により小ホール的な利用をする際には、仮設舞台を設置できる計画とするほか、観覧席として収納が可能な観覧席を設けること。仮設舞台の大きさや観覧席の数については、提案によるものとする。</p> <p>③静けさの設計目標値は騒音評価 NC-25 以下とすること。</p> <p>④演奏等によって発生する音・振動が、隣室その他の部分に影響を及ぼすことがないよう、適切な遮音及び振動防止に係る対策を取ること。</p> <p>⑤生音でのアコースティックな音楽利用と、電気音響拡声を用いた音楽利用の両方に対応し、質の良い音響空間を形成するよう、壁や天井の素材及び形状に配慮すること。</p> <p>⑥小公演等に対応できるように、多目的スタジオの床面からグリッドパイプ(900mm角程度)までの有効高さを 6 m 以上確保すること。また、各種大会等の利用を想定し、看板を設置できる計画とすること。</p> <p>⑦舞踊やダンス、バレエ等の練習活動が行えるように、壁面の一部には高さ 2.4m 以上の十分な幅をもった姿見を設置し、床の弾性を確保すること。</p> <p>⑧小ホールのリハーサル室や楽屋としての利用を想定し、可能な限り、小ホール舞台や楽屋部門と近接させること。</p> <p>⑨多目的スタジオの単独公演利用のために、オープンホワイエや搬入口との近接につ</p>		

仕様	<p>いても配慮すること。</p> <p>⑩キャットウォーク状の技術ギャラリーを，スタジオの上部3方向に回すこと。この技術ギャラリーにおいては，投光やスピーカー設置の拠点になるとともに，調光操作卓，音響調整卓，ビデオプロジェクター，フォロースポットライト等の設置もできるように計画すること。</p> <p>⑪ITV 設備，内線電話，インターカムシステムなどの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【控室】</p> <p>①多目的スタジオの単独利用の際に，控室兼更衣室として利用者が使用することを想定する。</p> <p>②多目的スタジオに隣接した配置とすること。</p> <p>【備品庫】</p> <p>①備品を円滑に搬出入させるため，多目的スタジオに隣接した配置とすること。</p> <p>【楽器庫】</p> <p>①ピアノ等を円滑に移動できるように，多目的スタジオに隣接した配置とすること。 ただし，倉庫部門の楽器庫を近接して設置できる場合は，楽器庫を兼用することも可とする。</p>
----	---

棟区分	小ホール棟		
部門区分	活動部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や芸能の練習，ワークショップといった文化芸術活動，会議やセミナー，学会の分科会，講座等で利用することを想定する。 ・出演者の多い公演時に小ホールや多目的スタジオの楽屋として利用することも想定する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	活動室	60～90 m ² 程度	4 以上
	更衣室	—	2
	給湯室	—	1
	備品庫	—	適宜
仕様	<p>【全般】</p> <p>①管理運営上支障のない場合は，本部門の一部を他棟に配置することは可能とする。</p> <p>【活動室】</p> <p>①音楽や芸能の練習，ワークショップといった文化芸術活動等での利用を想定する。</p> <p>②演奏等によって発生する音・振動が，隣室その他の部分に影響を及ぼすことがないように，適切な遮音及び振動防止に係る対策を取ること。</p> <p>③静けさの設計目標値は，騒音評価 NC-25 以下とすること。</p> <p>④ピアノの搬出入ができるよう，出入り口の大きさなどに配慮すること。</p>		

仕様	<p>⑤部屋のバリエーションを持たせ、1室以上にダンスやバレエ等の練習活動が行えるように、壁面の一部には収納式の十分な大きさをもった姿見を設け、弾性を備えた床仕様とすること。また、2室程度は、天井収納の投影スクリーンが備え付けられるなど、スクール形式の会議やセミナー等の用途にも対応できる計画とすること。</p> <p>⑥外部から活動状況が見えるなど、賑わいを感じられるような工夫を行うこと。</p> <p>⑦小ホール、多目的スタジオの楽屋としての利用に配慮した配置とすること。</p> <p>⑧小ホール楽屋としての利用に対応するため、モニタースピーカー及び内線電話など、舞台連絡設備を設けること。</p> <p>【更衣室】</p> <p>①多目的スタジオや活動室の利用者が使用することを想定する。</p> <p>②男女別の各更衣室内に、シャワーブース及び洗面台を1つ以上設けること。</p> <p>【給湯室】</p> <p>①主に活動部門の利用者が使用する。</p> <p>【備品庫】</p> <p>①活動室で利用する備品等の収納スペースを円滑な搬出入を考慮して確保すること。</p> <p>②動線が確保できる場合は、備品庫（小ホール棟）等他の倉庫へ収納することも可とする。</p>
----	---

棟区分	小ホール棟		
部門区分	オープンホワイエ部門		
用途	・大ホール・小ホールでの公演や、多目的スタジオ・活動室の利用とは関係なく、本施設を訪れる全ての人が文化・芸術に触れる糸口となる機会を提供するオープンな場として利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	オープンホワイエ	—	1
	トイレ	—	適宜
	バリアフリートイレ	—	1
	備品庫	—	適宜
仕様	<p>【全般】</p> <p>①本部門の機能を「広場部門」の「通路」に備える計画としても差し支えない。</p> <p>②必要に応じ、オープンホワイエ部門で使用する備品の保管スペースを設けること。</p> <p>【オープンホワイエ】</p> <p>①来館者が自由に出入りできるエリアとすること。</p> <p>②美術、音楽、建築関係の書籍や雑誌など、来館者が文化・芸術に触れるための備品を備えることを想定すること。</p> <p>③読書、談話、簡単な飲食ができるスペースを確保すること。</p>		

(3) コモン棟

棟区分	コモン棟		
部門区分	広場部門		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール棟及び小ホール棟の利用者を想定し、公演のレセプションや待合スペースとして利用する。 ・大ホール棟及び小ホール棟の公演以外のイベントの場として利用する。 ・本施設の利用者以外の者が、本敷地の東西方向の通行に当たって、本部分を經由して移動できる自由通路として利用する。 		
諸室	名称	参考規模	設置数
	通路（広場）	—	—
	レセプション	—	1
	チケットカウンター	—	1
	カフェコーナー	—	1
	授乳室	2人程度	1
	トイレ	—	適宜
	バリアフリートイレ	—	1
仕様	<p>【通路（広場）】</p> <p>①大ホール棟及び小ホール棟への動線について、来館者が安全かつ円滑に移動できるように配慮すること。</p> <p>②JR 牟岐線からの跨線橋と接続すること。</p> <p>③JR 牟岐線からの跨線橋との接続位置から東側の「市道 00487」へと通ずる動線を確保すること。また、当該動線については、現在の「市道 00464（市立文化センター線）」の代替となる通路としての機能を確保するため、以下の構造とすること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の自由な通行が可能な構造とすること。 ・エレベーターを設けるなどして、高齢者や車椅子利用者等が東側の「市道 00487」から円滑に通行できるよう配慮した構造とすること。 ・コモン棟の他の部分との防犯上の区分が可能な構造とすること。 </div> <p>④コモン棟については、跨線橋の下部工が施工されることを考慮すること。【参考資料 10】</p> <p>⑤県民の創作活動に関する展示、公演情報などの情報提供を行うためのデジタルサイネージの設置などを想定した構造とすること。</p> <p>【レセプション】</p> <p>①来館者への案内を行う職員が駐在するための受付カウンターを設けること。</p> <p>【チケットカウンター】</p> <p>①大ホール棟、小ホール棟の公演チケットの販売等を行うカウンターを設けること。</p>		

仕様	<p>【カフェコーナー】</p> <p>①喫茶、軽食等のサービスを提供できる計画とすること。軽食・飲料等を販売する簡易の売店形式でも可とする。</p> <p>②サービス提供に必要な、水道・電気などの設備機能を設けること。</p> <p>③地域住民や施設を利用しない方も、気軽に立ち寄れるカフェスペースとして利用する。</p> <p>④施設利用者が、練習の合間や公演の前後にリフレッシュをする場として利用できるよう想定すること。</p> <p>⑤明るく開放感のある空間とすること。</p> <p>⑥外部からも賑わいが感じられるような工夫を行うこと。</p> <p>⑦気軽に文化芸術活動に親しむことができるような、きっかけをつくるスペースとして、工夫をすること。</p> <p>【授乳室】</p> <p>①哺乳瓶の洗浄や調乳のための給湯設備を設けること。</p> <p>②男性による授乳と女性による授乳をそれぞれ想定し、授乳室内での動線や視線に配慮した構造とすること。</p>
----	--

棟区分	コモン棟		
部門区分	管理部門		
用途	・本施設の運営及び管理を行う職員を対象として、その職務に必要な機能を備えた場として利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	事務室	—	1
	館長室	—	1
	応接室	—	1
	会議室	10人程度	2以上
	休憩室	10人程度	1以上
	更衣室	—	2
	給湯室	—	1
	中央管理室	—	1
	警備室	3人程度	1
	警備員・設備管理員控室	—	1
	清掃員控室	6人程度	1
	トイレ	—	適宜
	バリアフリースイレ	—	1
備品庫	40㎡程度	2	

仕様	<p>【全般】</p> <p>①管理運営上支障のない場合は、本部門の一部を他棟に配置することは可能とする。</p> <p>【事務室】</p> <p>①本施設の職員が、大ホール棟などにおける興行に必要な事務、広報、イベントの企画などを行うための事務室とすること。</p> <p>②<u>広場部門のレセプションに駐在する職員との迅速な連携が可能となるよう、事務室の配置場所には配慮すること。</u></p> <p>【館長室】</p> <p>①本施設の館長が執務を行う個室とすること。</p> <p>【応接室】</p> <p>①来賓などの特別な来館者を応接するための室とすること。</p> <p>②<u>通路だけでなく、館長室から直接出入りができる配置とすること。</u></p> <p>【会議室】</p> <p>①職員による会議その他の業務を行うための室とすること。</p> <p>②<u>10人程度が利用することを想定した室を2室以上とし、かつ、当該2室の間仕切については、一体利用が可能となる可動式の壁とすること。</u></p> <p>【休憩室】</p> <p>①通常時は職員が休憩するための室とすること。</p> <p>②<u>興行時のチケットもぎり、パンフレット配布などを行うボランティアスタッフ（10名程度）の控室として利用することを想定し、ボランティアスタッフの私物を収納するロッカーの配置に必要なスペースを確保すること。</u></p> <p>③興行時等の託児スペースとして一時的に利用することも想定して計画すること。</p> <p>【更衣室】</p> <p>①職員等が使用することを想定する。</p> <p>【給湯室】</p> <p>①主に職員等が使用する。</p> <p>【中央管理室】</p> <p>①本施設全体の空調、熱源などの制御盤を配置するための室とすること。</p> <p>②防災センターとしての機能を有する室とすること。</p> <p>③防犯カメラによる監視・録画を行うための室とすること。</p>
----	--

仕様	<p>【警備室】</p> <p>①本施設の警備を行うため、適切な位置に計画すること。</p> <p>【警備員・設備管理員控室】</p> <p>①中央管理室と近接する場所に設置すること。</p> <p>②警備員・設備管理員が休憩・仮眠を取ることができる室とすること。</p> <p>【清掃員控室】</p> <p>①清掃用具等を収納するための収納庫を備えること。</p> <p>②清掃用具等を洗浄するための流し台その他の設備を備えること。</p> <p>【備品庫】</p> <p>①管理部門及び広場部門における業務に必要な備品を収納するための室とすること。</p>
----	--

(4) 提案に応じて設置位置を決定する諸室

(4-1) 楽屋部門

部門区分	楽屋部門		
用途	・出演者や主催者が，利用者からの影響を受けずに，待機・休憩等を行う場として利用する。		
諸室	名称	参考規模	設置数
	大楽屋	50人程度	2以上
	中楽屋	10～15人程度	6以上
	小楽屋	1～2人程度	6以上
	アーティストホワイエ	—	1以上
	楽屋事務所	3人程度	2
	洗濯・乾燥室	—	1以上
	楽屋シャワー室	男性2名，女性2名が同時利用	2
	トイレ	—	適宜
	バリアフリートイレ	—	1以上
	給湯室	—	1以上
	仕様	<p>【楽屋全般（配置）】</p> <p>①大ホール棟における出演者（以下「大ホール出演者」という。），小ホール棟における出演者（以下「小ホール出演者」という。）が，それぞれ利用できる大楽屋，中楽屋及び小楽屋（以下「楽屋」という。）を設けること。</p> <p>②大ホール棟出演者専用の楽屋及び小ホール出演者専用の楽屋をそれぞれ設ける方式（以下「専用方式」という。）によるか，大ホール出演者と小ホール出演者が共用する楽屋を設ける方式（以下「共用方式」という。）のいずれを採用するかは，提案によるものとする。いずれの方式を採用する場合であっても，全体で上記の参考規模・設置数を確保すること。また，設置位置については，大ホール棟，小ホール棟，コモン棟のどの部分に設置するかは，提案によるものとする。</p> <p>③専用方式による場合，大ホール出演者，小ホール出演者のそれぞれにおいて楽屋の不足が生じることがないように，適宜，設置数を増やすことも検討すること。</p> <p>④共用方式による場合，大ホール出演者の動線と小ホール出演者の動線の交錯や，大ホール舞台又は小ホール舞台との距離にも配慮した配置とすること。</p> <p>【楽屋全般（構造）】</p> <p>①楽屋の出入り口については，舞台衣裳を着用した出演者や，持道具の持ち込みに配慮し，幅1.2m以上・高さ2.3m以上を確保すること。</p> <p>②楽屋内においては，着物を着用した出演者に配慮し，仮設の畳の敷き込みにも対応する計画とすること。</p> <p>③楽屋の構造については，楽屋内での音合わせを想定し，間仕切壁の遮音性能をD-50以上とすること。</p>	

仕様	<p>④楽屋の規模については、出演者の私物を保管するロッカーの配置を想定したスペースの確保を図ること。</p> <p>⑤給水，給湯，排水に対応した鏡付きの洗面台を設けること。</p> <p>⑥ITV モニター，モニタースピーカー，内線電話などの舞台連絡設備を備えること。</p> <p>【大楽屋】</p> <p>①大ホールにおいて，阿波おどりの公演を行う場合に，連の待機場所として利用できる広さを確保すること。</p> <p>②同時に 25 人程度が化粧前を利用できる設備を備えること。</p> <p>【中楽屋】</p> <p>①同時に 15 人程度が化粧前を利用できる設備を備えること。</p> <p>【小楽屋】</p> <p>①主役級の出演者，指揮者，ソリストなどの特別な出演者が個室利用することを想定した内装・設備を整えること。</p> <p>②専用の化粧前，バスルーム，トイレ，洗面台を設けること。</p> <p>【アーティストホワイエ】</p> <p>①出演者同士の歓談，出演者と関係者の打ち合わせ，簡単な飲食など，公演前後の出演者ができるだけ自由にリラックスして過ごすことができる空間として計画すること。</p> <p>②共用方式による場合，大ホール出演者と小ホール出演者の相互の交流が可能となるような計画とすること。</p> <p>③アーティストホワイエ内で発せられる声や音が舞台に届くことがないように，適切な遮音対策を行うこと。</p> <p>④給水，給湯，排水に対応した流し台等の設備を設けること。ただし，アーティストホワイエの近くに給湯室を設ける場合は，ホワイエ内に当該設備を設ける必要はない。</p> <p>【楽屋事務所】</p> <p>①主催者のスタッフが出演者管理等を行うことができるよう，必要に応じて受付カウンターを備えること。</p> <p>【洗濯・乾燥室】</p> <p>①出演者が衣裳等を洗濯できるよう，洗濯機を複数台，乾燥機を複数台設置できるスペースを確保すること。</p> <p>②着ぐるみなどの大型の衣装の手洗いに対応できるよう，大型シンクを 1 台設けること。</p> <p>③機器の運転時に発生する騒音が，舞台や楽屋に届くことがないように，適切な遮音対策を行うこと。</p>
----	---

仕様	<p>④洗濯・乾燥に必要な，給水・排水・換気・電気等の設備を設けること。</p> <p>【楽屋シャワー室】</p> <p>①2名の男性及び2名の女性が，同時にシャワーブースを利用することができるよう，適切に計画すること。</p> <p>②脱衣室の配置について，シャワーブースごとに専用の脱衣室を設けるか，男性用・女性用の別に応じて複数のシャワーブースの利用者が共用する脱衣室を設けるかは，提案によるものとする。</p> <p>③シャワー利用に必要な，給水・排水・換気・電気等の設備を設けること。</p> <p>【給湯室】</p> <p>①主に楽屋利用者が使用する。</p>
----	--

(4-2) 阿波人形浄瑠璃の公演場所

方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「阿波人形浄瑠璃」の公演（鑑賞を含む。）を行う場所については，「小ホール」，「多目的スタジオ」，「大ホール棟」の「ホワイエ部門」のいずれかを想定しており，どの部分を公演場所とするかは提案によるものとする。 ・上記のいずれの部分を使う場合であっても，阿波人形浄瑠璃の舞台及び客席については，以下の仕様を満たすものとする。
仕様	<p>【阿波人形浄瑠璃舞台】</p> <p>①舞台の寸法は，間口9～11m（約5～6間）程度，奥行き4m（約2間）程度とすること。</p> <p>②舞台上手側に，太夫座（太夫と三味線が座る場。客席内を經由せずに舞台裏に移動できる動線が確保されたものに限る。）を設け，その寸法は，幅3m（約1.5間）程度，奥行き2m（約1間）程度とすること。</p> <p>③舞台の袖に，演出等の準備を行う前室を設け，その寸法は，幅3m（約1.5間）程度，奥行き3m（約1.5間）程度とすること。</p> <p>④舞台，太夫座及び前室は仮設によるものとし，阿波人形浄瑠璃の公演を行っていない時には撤去できるものとする。ただし，小ホールを利用する場合，常設の側舞台を舞台袖空間として使用できるようにするときは，舞台袖空間を仮設とする必要はない。</p> <p>【客席】</p> <p>①客席は，阿波人形浄瑠璃の公演を行うときに設置する，移動可能な長椅子等により，200席を確保すること。ただし，小ホールを利用する場合はこの限りでない。</p>

(5) 共用部分等に関する特記事項

<p>諸室</p>	<p>廊下</p> <p>階段</p> <p>出入口</p> <p>昇降機</p> <p>給湯室</p> <p>トイレ</p> <p>バリアフリースイートイレ</p> <p>ごみ置き場</p>
<p>仕様</p>	<p>【廊下・階段】</p> <p>①来館者が使用するもの、出演者が使用するもの、職員が使用するもの、大道具等の出入りに使用するものなど、廊下・階段の設置場所に応じ、利用者を想定して必要な幅員及び天井高を確保すること。</p> <p>②楽屋部門から舞台部門に至る経路となる廊下・階段にあつては、<u>衣裳を着用した出演者がスムーズに移動できるよう、幅員 2.1m・天井高 2.5m を確保すること。</u></p> <p>③大道具等の重量物の運搬が想定される経路となる廊下・階段にあつては、壁面の出隅等にコーナーガード等の破損防止の措置を行うこと。</p> <p>④階段の手すりは、高齢者や児童にも配慮した適切な高さで設置すること。</p> <p>【出入口】</p> <p>①来館者用の出入口は、<u>多数の者の利用に配慮した位置に設けること。特に、コモン棟の広場部門の通路と接続する JR 牟岐線からの跨線橋への出入口及び東側の「市道 00487」への出入口については留意すること。</u></p> <p>②職員用の出入口は、中央管理室に近接して設けること。</p> <p>【昇降機】</p> <p>①来館者が使用するもの、出演者が使用するもの、職員が使用するもの、大道具等の出入りに使用するものなど、昇降機の設置場所に応じ、利用者を想定して必要な規模・台数を設置すること。</p> <p>②搬入ヤードと舞台部門の階が異なる場合は、<u>大道具の規模・重量が大型となることを想定して、大型の昇降機を設置すること。</u></p> <p>【給湯室】</p> <p>①給水、給湯、排水等を行うことができる設備、IH クッキングヒーター、必要な換気設備を備えたものとする。</p> <p>②冷蔵庫、食器棚等を設置するスペースを確保すること。</p> <p>【トイレ】</p> <p>①ホワイエ部門における女性用トイレは、客席 30 に対して、1 以上の便器を設けるこ</p>

仕様	<p>と。</p> <p>②ホワイエ部門における女性用トイレは、渋滞を避けるため、入口と出口を別に設けること。</p> <p>③ホワイエ部門における女性用トイレは、渋滞を避けるため、洗面台を使用せずに衣装・化粧を直すために入室する利用者に配慮し、鏡及び荷物置き場を備えたパウダーコーナーを設けること。</p> <p>④ホワイエ部門における男性用トイレは、客席 40 に対して、1 以上の便器を設けること。便器の数は、小便器及び大便器の合計数とし、小便器と大便器の割合は、3 : 1 程度とすること。</p> <p>⑤ホワイエ部門における男性用トイレと女性用トイレの出入口は、<u>できるだけ離れた位置に設けること。</u></p> <p>⑥ホワイエ部門におけるトイレには、便房の空き状況がトイレの外からも把握できる表示機能を設けること。</p> <p>⑦大ホール及び小ホールの舞台と楽屋エリアのトイレが近接している場合は、舞台部門におけるトイレは設けないことも可とする。</p> <p>⑧大ホール及び小ホールの技術室部門におけるトイレは、各技術室やフォロースポットライト投光室等の双方のスタッフが利用しやすい計画とすること。</p> <p>【バリアフリースイートイレ】</p> <p>①ホワイエ部門におけるバリアフリースイートイレには、大人用折り畳みベッド及びオストメイト用設備を設けること</p> <p>②オープンホワイエ部門及び広場部門におけるバリアフリースイートイレには、オストメイト用設備を設けること。</p> <p>【ごみ置き場】</p> <p>①施設内におけるごみを一時保管できるごみ置き場を設けること。屋根があり、鍵がかけられる構造とすること。</p> <p>②ごみ回収車が寄り付きやすい位置に設けること。</p> <p>③清掃用の給水・排水設備を設けること。</p>
----	---

第4章 各業務の実施

1 要求水準の確認

(1) 要求水準の確保のための受注者による管理に関する考え方

- ・ 受注者は、要求水準を満たすため、次の項目を確認し、設計業務・工事監理業務・解体業務及び建設業務の管理を行うこと。

受注者における確認事項
<ul style="list-style-type: none">・ 基本設計完了時における基本設計図書及び各種計算書等の確認・ 実施設計完了時における実施設計図書及び各種計算書等の確認・ 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮等）の確認・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認・ 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認・ 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認・ 1年目点検における計画に基づいた施工の確認

(2) 要求水準確認計画書の作成

- ・ 受注者は契約締結後速やかに、前記（1）の表に示す確認事項に関する要求水準確認計画書を作成し、県の担当者に提出し、承諾を得ること。
- ・ 要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。
- ・ 要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（様式については県と協議の上、受注者が作成）を添付すること。
- ・ 要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

2 設計業務

(1) 全般

- ・ 事業者は、本施設の建設工事（「旧徳島市立文化センター」、「徳島県青少年センター」、「徳島市中央公民館」及び「徳島市社会福祉センター」の地下工作物の解体工事が必要な場合は、必要最小限の範囲の解体工事を含む。）の設計業務を行う。
- ・ 準拠すべき法令、基準、本書を満たす設計とすること。
- ・ 設計委託契約の締結後、設計業務着手に先立ち、事業者の提案内容についての説明会を県で実施する。事業者は資料作成及び説明等の運営支援をすること。

- ・ 基本設計終了後、基本設計に基づく施設内容についての住民への説明会を県で実施する。事業者は資料作成及び説明等の説明会の運営支援をすること。
- ・ 設計業務の詳細及び範囲等については、業務を達成するために県の担当者と十分に打ち合わせ等を行い、連携を図ること。
- ・ 「大ホール」及び「小ホール」の音響シミュレーションを行い、結果を提示すること。
- ・ 関係機関と十分協議した上で、適切な業務期間の設定を行うこと。
- ・ 県担当者及び諸官庁、関係機関と協議した場合、議事録を県の担当者へ提出すること。
- ・ 設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を県に提出し確認を得ること。
- ・ PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の登録を行うこと。

(2) 各種調査等

- ・ 隣接する鉄道や国道等の騒音振動調査など設計業務に必要な現況調査等を適切に行うこと。
- ・ 計画建物の高さが10mを超える場合にあつては、冬至日に敷地北側の第一種住居地域内に日影を生じさせる場合は、建築基準法第56条の2の規定を遵守し、また、事前事後のテレビ電波障害調査を行い、報告書を提出すること。
- ・ 日影、振動等、公共施設等の整備により想定される周辺家屋等への影響について調査すること。

(3) 基本設計

- ・ 事業者は、次の項目に掲げる計画等から成る基本設計を県に提出し、確認を得ること。なお、要求水準確認表の書式は業務着手の前に県と協議のうえ確認すること。
- ・ 提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW形式及びPDF形式とすること。）

計画等の種別	該当する図書・書類
建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 建物概要・面積表・法規チェック ・ 建物配置計画 ・ 施設レイアウト・動線計画 ・ 什器備品仕様・レイアウト計画 ・ 平面計画・断面計画・立面計画 ・ 色彩計画 ・ 内観・外観デザイン計画（パース含む）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内装仕様・外装仕様（使用材料） ・ セキュリティ計画 ・ 防災計画 ・ 雨水排水計画 ・ 仮設計画 ・ 全体計画（マスタープラン） ・ サイン計画 ・ 景観配慮計画 ・ 省エネ・環境配慮計画
構造計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 基本構造計画
電気設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 仕様概要
機械設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 仕様概要
舞台設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 仕様概要
地下構造物解体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 解体検討書（安全性・有用性の検討）
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要書 ・ 舗装・植栽計画等
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画概要書（実施設計，各協議，申請期間を含むしゅん工までの工程表を含む）
関係機関との協議記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通知及び関係法令等に伴う事前協議記録 ・ 県担当課との事前協議記録 ・ その他関係機関との協議記録
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打ち合わせ議事録 ・ 要求水準確認表 ・ 必要と思われる図面，計画書等 ・ 概算工事費内訳書

(4) 実施設計

① 基本事項

- ・ 関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- ・ 「第1章 4 適用法令等」に示す関係法令，基準等を遵守すること。
- ・ 業務実施期間中は，県の指示に応じて，適宜，作業の報告（中間報告）を行い，業務終了後には，設計図書，設計業務完了届，その他の必要な資料を提出し，県に確認を受けること。

② 設計図書・書類

- ・ 実施設計業務の成果となる設計図書・書類は、主に次の表に示す種別に応じて、必要な図書、書類その他の資料等を取りまとめること。また、とりまとめに当たっては、図面リストを添付すること。なお、設計交渉の際、別途、必要な設計図書・書類の提出を求めることがある。
- ・ 要求水準確認表は、基本設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時からの経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。
- ・ 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については、JWW形式及びPDF形式とすること。）

設計図書・書類の種別	該当する図書・書類
建築設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記仕様書 ・ 案内図 ・ 配置図（事業対象地全体を含む。） ・ 面積表 ・ 仕上表 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 ・ 矩計図 ・ 階段詳細図 ・ 平面詳細図 ・ 断面詳細図 ・ 各部詳細図 ・ 展開図 ・ 伏せ図 ・ 建具図 ・ サイン計画 ・ エレベーター詳細図 ・ 外構図 ・ 什器備品リスト（レイアウト図を含む。） ・ 完成予想図（外観パース、内観パースを含む。）
構造設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記仕様書 ・ 各種構造図 ・ 構造計算書
電気設備設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記仕様書 ・ 受変電設備図 ・ 幹線系統図 ・ 動力設備図

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弱電設備図 ・ 消防設備図 ・ 各種計算書
機械設備設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特記仕様 ・ 給排水衛生設備図 ・ 消防設備図 ・ 空調設備図 ・ 換気設備図 ・ 衛生機器リスト ・ 空調機器リスト ・ 各種計算書
舞台設備設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台機構仕様書 ・ 舞台設備リスト ・ 舞台関係平面詳細図 ・ 舞台関係断面詳細図 ・ 舞台吊物機構図 ・ 舞台迫機構詳細図 ・ 舞台照明設備図 ・ 舞台音響設備図
解体設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体工事仕様書 ・ 仮設計画図 ・ 平面図 ・ 構造部材リスト
外構設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外構平面図 ・ 求積図 ・ 植栽平面図 ・ 排水設備計画図 ・ 外構照明計画図 ・ 各部詳細図
施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設計画 ・ 工事事務所の設置位置 ・ 使用材料一式 ・ 工事資機材一式 ・ 施工体制一式 ・ 資材置き場 ・ 工事工程表 ・ 残土処理
関係機関との協議記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通知及び関係法令等に伴う事前協議記録 ・ 県担当課との事前協議記録 ・ その他関係機関との協議記録

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書 ・ 積算数量調書 ・ 打ち合わせ議事録 ・ 要求水準確認表 ・ 図面データ ・ 製本図面
-----	--

(4) 申請業務等

- ・ 事業者は、公共施設等の計画通知，その他，関係法令に基づき必要となる申請等を行うこと。
- ・ 申請業務においては，申請にともなう各関係諸官庁との協議，お知らせ看板の設置，近隣説明等を行うこと。
- ・ 建設工事に伴う各種申請図書の作成及び提出，申請図書作成に伴う各関係諸官庁との協議，調整等を行うこと。
- ・ 申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は，とりまとめて県に提出すること。なお，提出時の体裁，部数等は，別途，県の指示するところによる。

3 工事監理業務

- ・ 事業者は、自らの責任により実施設計図書に基づく工事監理を行う工事監理者を定めること。
- ・ 工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し、工事監理を実施すること。
- ・ 工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む。）を県に提出し、承認を得ること。
- ・ 工事監理者は、県があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、県から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- ・ 工事監理者は、建設業務を行う企業が受ける建築基準法第 18 条による建築物に関する完了検査に立会うこと。
- ・ 工事監理者は、県の監督員による下検査までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途、県の指示するところによる。
- ・ 工事監理者は、しゅん工検査及び各会計年度における請負代金の支払いのための検査の際、事業者が提出する図書の確認をし、県に報告すること。
- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計、施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

4 解体業務

(1) 基本事項

- ・ 事業者は、旧徳島市立文化センター、徳島県青少年センター、徳島市中央公民館、徳島市社会福祉センターの地下構造物の解体・撤去に当たって、関連法令等を遵守すること。
- ・ 必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・ 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。工事や工程の工夫等により、工期の順守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。

(2) 解体業務

① 着工前業務

- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の解体工事を行うこと。
- ・ 事業者は地下構造物（既成杭）の撤去に伴い周辺地盤や施設への影響の無いよう、撤去方法・管理方法を十分に検討のうえ、県及び関係機関等に協議すること。
- ・ 事業者は解体及び撤去工事前に、家屋調査を実施すること。なお、調査の範囲については、県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 事業者は解体及び撤去工事前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付の上で県に報告し、確認を受けること。

該当する書類
<ul style="list-style-type: none">・ 施工計画書・ 工事実施体制・ 施工体制台帳・ 施工体系図・ 工事着手届・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）・ 仮設計画書・ 工事記録写真撮影計画書・ 主要資機材一覧表・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等・ その他県が求める書類

- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。

② 解体業務

- ・ 各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な解体工事を実施すること。
- ・ 事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・ 県の職員が、解体期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱に基づき、積極的に廃棄物の再資源化を行うこと。
- ・ 表土の保全・活用に努めること。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合は補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した場合には県に報告し、事業者の責任において対応を行うこと。
- ・ 工事により周辺地域に地盤沈下等の被害が発生しないよう留意するとともに、万が一発生した場合には、事業者の責任において対応を行うこと。
- ・ 工事完了時には施工記録を用意し、県の確認を受けること。
- ・ 提案により残存する基礎杭等がある場合は、その記録を図面データとして整理し、県に提出すること。
- ・ 解体期間中は次の書類を県に提出し、確認を得ること。

該当する書類
<ul style="list-style-type: none">・ 残土処分計画書、報告書・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。）・ 各種試験成績書・ 施工管理報告書

5 建設業務

(1) 基本事項

- ・ 関連法令等を遵守すること。
- ・ 必要に応じて、説明会等を開催し、近隣住民への周知を図ること。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・ 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。
- ・ 工事や工程の工夫等により、工期の順守と短縮を図るとともに、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。
- ・ 事業者は、国土交通省が立体交差ポンプ場に定期的な点検や大雨・台風などによる作業のために立ち入る必要が生じた場合は、協力すること。

(2) 建設業務

① 着工前業務

- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を行うこと。
- ・ 建設に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類を添付のうえ県に報告し、確認を受けること。

該当する書類
<ul style="list-style-type: none">・ 施工計画書・ 工事実施体制・ 施工体制台帳・施工体系図・ 工事着手届・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）・ 仮設計画書・ 工事記録写真撮影計画書・ 主要資機材一覧表、仕様書・ 各種試験成績書・検査報告書・ 施工図面

- ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を県に提出すること。
- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・ 事業者は、建設業務の着実な履行に向け、建設工事保険等に加入すること。

② 建設期間中業務

- ・ 各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施すること。
- ・ 事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- ・ 事業者は、県に対し、中間確認のための出来高検査（県は令和5～8年度の各年度の出来形に応じた支払を予定）に必要な資料を提出すること。
- ・ 建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知すること。なお県の職員が当該検査又は試験に立ち会うことができるように環境を整えること。
- ・ 県の職員が、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるように環境を整えること。
- ・ 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に整備する。事業者自らが実施する完了自主検査の後、しゅん工図等と共に整理し、工事監理者を介し、県に提出すること。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- ・ 建設期間中は次の書類を県に提出し、確認を得ること。

該当する書類
<ul style="list-style-type: none">・ 資機材等承諾願い・ 残土処分計画書、報告書・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む。）・ 生コンクリート配合計画書・ 各種試験成績書・ 各種出荷証明書・ 工事監理報告

③ 建設工事完成後

- ・ 事業者は、本施設の建設工事完了後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する完了自主検査を実施するものとし、事前にその内容を県に書面にて通知すること。事業者は完了自主検査の結果により必要な修補等を行うこと。
- ・ 本施設の開設に必要な試運転等を実施し、音響や照明、舞台機構の稼働等の所定の性能・機能について、要求水準及び提案に基づく内容が実現できているか試験を行い、県の確認を得ること。
- ・ 事業者は、工事が完成した際には、完了自主検査の結果、各種法令に基づく検査済証、その他の検査結果記録並びに県が求める工事書類を提出のうえ、下検査を申請すること。なお、工事書類の確認に時間を要するため、提出日については県と十分協議すること。

- ・ 事業者は下検査の結果，必要に応じて修補を行うこと。その後，しゅん工届，しゅん工検査請求書を提出のうえ，検査員によるしゅん工検査を受けること。
- ・ 事業者はしゅん工検査の結果，必要に応じて修補を行い，県の確認を受けること。
- ・ 県は事業者からしゅん工検査の申し入れを受けた後，しゅん工検査を実施し，検査合格を確認した後，事業者より本施設の鍵の引渡しを受け，事業者に建設業務完了の確認を通知する。
- ・ しゅん工図書は，原則，次のとおりとし，詳細については県と協議のうえ整理すること。しゅん工図書の提出時の体裁，部数等は，別途，県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（図面については，JWW形式及びPDF形式とすること。）

該当する書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成届 ・ 施工図（すべての工種） ・ しゅん工図（建築・外構，構造） ・ しゅん工図（建築音響） ・ しゅん工図（電気設備） ・ しゅん工図（機械設備） ・ しゅん工図（舞台設備） ・ しゅん工図（什器備品配置表，製作家具等完成図） ・ しゅん工図（残存基礎杭等の記録データ図面）※残存される地下構造物がある場合 ・ 各種試験成績書 ・ 什器備品リスト及びカタログ ・ 完了自主検査調書（事業者が実施したもの，検査済証その他の検査結果等含む） ・ 各種取扱説明書，保証書等 ・ 建築物等の利用に関する説明書（「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき作成） ・ 長期修繕計画書 ・ 工事写真 ・ しゅん工写真 ・ 要求水準確認表

④ メンテナンス・アフターフォロー対応

- ・ しゅん工・引渡しより概ね1か月前から順次，発注者や施設管理者に対して，建物・建築設備・舞台設備等の取扱い説明を行うこと。
- ・ しゅん工・引渡しより3か月間は，発注者や施設管理者が円滑に施設運営できるよう迅速に対応できる体制をとること。